EMS 審査登録制度 10 周年における制度の普及状況に関する レビューと今後の課題抽出 報告書

平成 19 年 3 月 財団法人 日本適合性認定協会

目 次

本編		ページ
I	検討の背景・目的	3
П	今までの 10 年	4
1	環境ISOの普及	4
2	環境 ISO の現状と課題	17
3	環境 ISO のSWOT分析	45
Ш	これからの 10 年	47
1	. 基本事項の再確認	47
2	. 環境ISO ビジョン 2015	52
3	. ビジョン実現のために取り組むべき課題と提言	53
略語	集	63
付録		65
1	JAB環境関連活動の初期の歩み(1994 年~2002 年	
2	JAB環境10年史・環境関連部分抽出リスト	
3	1996 年度から 2006 年度までのJAB環境シンポジウムの概要	<u>Î</u>
4	JAB発行のマネジメントシステム審査登録機関通知文書	
	/JAB Noticeと Key Word	
5	環境適合組織登録データ	
6	次々と規格化されるマネジメントシステム	

Ⅰ 検討の背景・目的

- ・ 2006年度は、環境マネジメント審査登録制度が開始されて10周年
- 本制度が環境マネジメントシステムの普及に果たして来た役割と成果を検証するとともに、本制度を取り巻く利害関係者やユーザの状況変化について確認する
- ・ 本制度の次ぎの10年の更なる発展にむけて、本制度の基本原則を確認し、 2015年のあるべき姿(ビジョン2015)を構想する
- ・「ビジョン2015」の目標からバックキャスティングして、今後取り組むべき課題 と対応の方向性について提言する

2006年6月23日、「2006年度環境シンポジウム・公開討論会 企画準備委員会」において、2006年度の横断テーマを「EMS10周年記念ー今までの10年、これからの10年-」とし、制度発足後10年の総括と今後のEMSの発展を展望する作業WGを結成することとした。

WG委員は以下の通りである。

・帝京大学教授(JAB環境認定委員長)吉澤 正・(同)グリーンフューチャーズ 代表吉田 敬史・(独)製品評価技術基盤機構 標準化センタ長矢野 友三郎・(株)新日本環境品質研究所 主任研究員倉光 豊・(財)日本適合性認定協会 常務理事井口 新一・(財)日本適合性認定協会システム認定部課長代理椿 まり

WGは、次ぎの通り作業会を開催して検討を進め、吉田委員がJABより委託を受けて全体の取りまとめ作業を実施した。

第1回WG(7月28日) :検討目的の確認と主要検討課題の抽出・整理

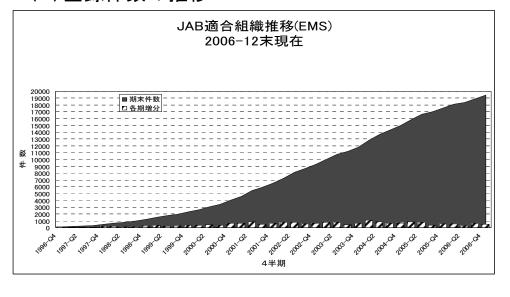
第2回WG(9月27日) : 重点検討課題に関する審議 第3回WG(10月23日) : 取りまとめの方向性の確認

第4回WG(12月21日):最終取りまとめ

本報告書はWGの最終報告書である。 本報告書の骨子(各ページの上段部分)はパワーポイントで活用できるように作成しており、画面の記述の簡素化のため様々な略語を使用している。 略語の意味について不明な場合には添付の略語集を参照願いたい。

Ⅱ 今までの10年

- 1 環境ISOの普及
- (1)登録件数の推移

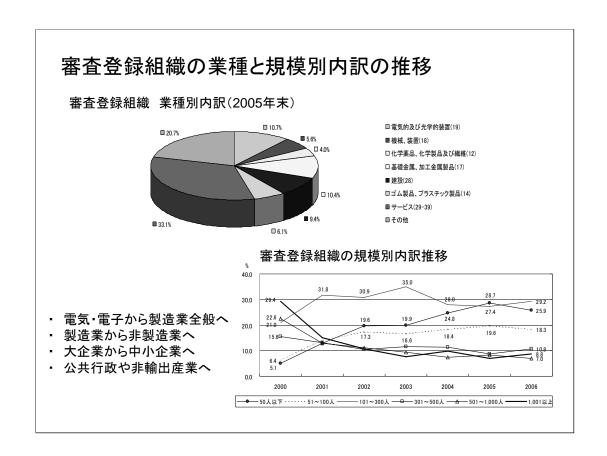


環境ISO登録件数は制度発足以来順調に伸び続けてきているが、2005年度半ば頃より伸び率の鈍化傾向が見られるようになっている。

今後登録件数が頭打ちとなるか、伸び率が鈍化しても登録件数の増加は続くか今の段階では判断は難しい。

伸び率鈍化の背景には、大企業を中心としてサイト毎の登録から事業部門や全社一括での登録への切り替えなど、EMS適用の統合化が進みつつあることも影響していると想定される。この場合には登録件数は減ってもEMSの適用はむしろ拡大しているケースもある。

品質システムの審査登録件数は頭打ち傾向が顕著に見られるようになってきており、 その理由を明らかにするとともに、環境ISOへの影響について今後注視してゆく必要がある。

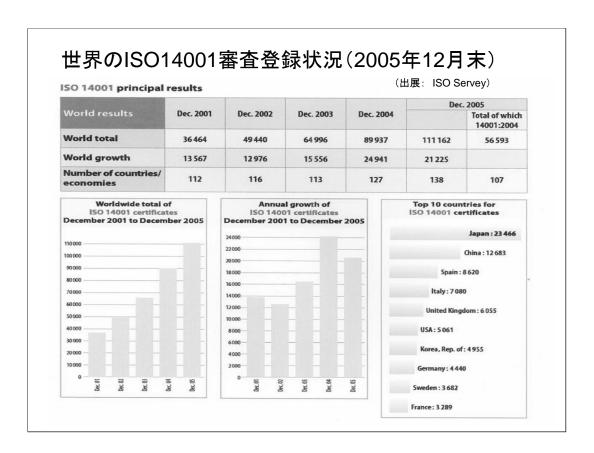


2005年末の審査登録組織の業種別内訳を見ると、サービス分野が3割を超え、その他部門も20%超となるなど、審査登録組織の多様化が一段と進んでいる。

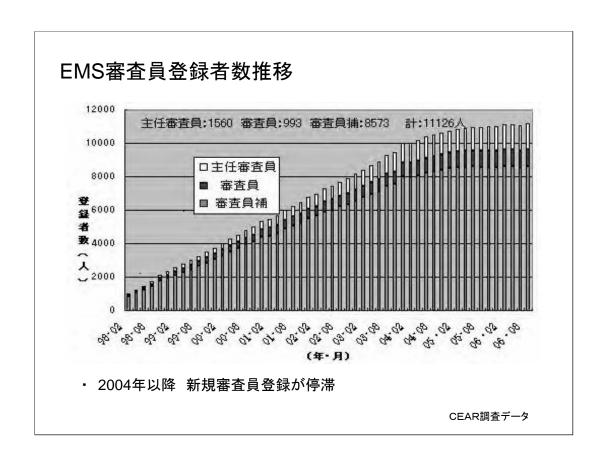
制度発足当初は先行した電機・電子業界が大半を占めていたが、その後他の製造業に普及し、次いでサービス業や自治体など多様な組織に普及してきている。

また審査登録組織の規模を見ると、2000年時点ではまだ大企業が主体であったが、次第に中小企業のシェアが向上し、今では50人以下の小企業が25.9%を占めるまでになった。

2005年度以降は組織規模の構成比がほぼ固定されてきたようである。



ISOでは毎年末時点での世界のISO14001審査登録状況を調査し発表している。 2005年末のデータによると世界のISO14001審査登録件数は約11万件となり、わが国は2万件超で引き続き世界トップの座を維持している。 近年中国の伸びが著しい。 環境ISO制度を運用する国は138カ国に達し、審査登録件数は拡大し続けているが、2005年には年間の増加数が前年をやや下回った。 わが国でも同様の伸び率の鈍化傾向が見られており、今後の推移を注視する必要がある。



CEAR登録のEMS審査員数の推移を見ると、2004年より新規登録が頭打ちの状況となっており、特に審査員補の増加が停滞していることが懸念される。

環境ISO制度の継続的な発展と活力維持には新しい審査員補の参入が不可欠である。 審査員の力量維持のため審査員資格試験の厳格な実施が不可欠であるが、一方で組織での審査員資格保持者の活用や優遇策などを工夫して審査員資格の魅力を高めるような対策も必要と考えられる。

普及の推進力

- ・ 経団連環境アピール(96年7月) 21世紀の環境保全に向けた経済界の自主行動宣言 3つのキーワード
 - ① 個人や組織の有り様としての「環境倫理」の再確認
 - ②「エコエフシェンシー(環境効率性)」の実現
 - ③「自主的取組」の強化

環境管理システムの構築と環境監査(一部抜粋)

環境管理に対する自主的な取り組みと継続的な改善を担保するものとして、環境管理システムを構築し、これを着実に運用するため内部監査を行なう。

- ・ グリーン調達(購入)活動によるサプライチェインを通じた普及
- 環境配慮型事業活動の必要性に関する認識の普及と意識変化
- ・ 環境配慮型事業活動及び製品・サービスの競争優位性の認識
- 地方自治体、業界団体、組合等による支援施策

わが国でISO14001の審査登録が急速に普及し、制度発足以来10年に渡って世界トップの座を占めてきたのは、経団連を中心にした産業界の強いリーダシップが存在したことが第一の理由であることは間違いない。 品質システム審査登録制度の立ち上げが遅れたことの反省に立って、経団連はISO14001規格策定当初より異例とも言える規格検討支援体制を構築し積極的な対応を進めてきた。

ISO14001発行の2ヶ月前、1996年7月には「経団連環境アピール」を発表し、21世紀に向けた経済界の環境保全に向けた自主的取組の積極的推進を宣言した。環境マネジメントシステム(EMS)は自主的取組の実効性を担保する仕組みと位置づけられ、その確立と実行がアピールされている。

こうして経団連傘下の大手企業がそろってISO14001の導入と審査登録に参画し、 続いてグリーン調達活動等を通じてサプライチェインに浸透していった。

地方自治体も自ら14001を自ら適用し審査登録を受けるとともに、地場産業での適用支援や指導を積極的に展開したことで更なる広がりをもって普及が進んだ。

当初輸出のパスポートとも言われ国際市場で活動する企業から導入が進んだ側面もあるが、次第に国際市場とは無縁の自治体や病院、学校、その他サービス分野でも普及が進んだことは、社会一般の環境意識の高まりと、環境配慮を市場競争力の重要な要素と認識する組織が増加してきたことによると思われる。

(2)環境ISOの課題の推移

JAB環境シンポジウムのテーマの変遷から見る課題認識の推移

1996	皆に知ってもらおう			
1997	継続的に改善を	改善 並ひ世		
1998	役に立つものにしよう	一善啓蒙∙普及期		
1999	定着させよう			
2000	有効に活用しよう			
2001	信頼される制度に	有効性・信頼性		
2002	自らを知り、将来へ	啓蒙期		
2003	本業で展開しよう			
2004	世界をリードする責任(環境ISO大会宣言)			
2005	製品・サービスの進化	有効性·信頼性 自覚·実行期		
2006	今までの10年、これからの10年			

JABが環境ISOに関して制度発足以来毎年継続的に開催してきた「環境シンポジウム (公開討論会)」のテーマの推移を見ると、社会的関心や制度が遭遇した折々の状況が 反映されていることがわかる。

当初の普及啓蒙段階から出発し、普及が拡大するとともに、EMSや審査登録制度の有効性を高め、社会的信用を維持・向上させることが重要な課題として認識されるようになった。

EMS及びその審査登録制度の有効性と信頼性の向上は、ISO14001の改訂や認定・認証制度に関する国際基準の改訂によって一層重視されることとなり、審査登録組織はサイトの環境側面に加えて製品・サービスの環境側面にも遺漏なく対応することが求められるようになっている。

環境ISO大会宣言

· 2005年2月9日、JAB環境ISO大会「環境ISO日本の主張とビジョン」で採択

概要

- 1. 環境配慮型経営の重要性の認識
- 2. 制度に対する社会的信頼の重要性の認識
- 3. 環境ISO先進国として世界をリードする責任の認識
- 4. 制度に対する社会的信頼の維持・向上に向けての関係者の努力責任
- 5. 具体的行動
 - 制度の公共性の自覚
 - ・ 情報開示と社会との対話の促進
 - ・ 製品及びサービスのライフサイクル環境マネジメントの推進
 - ・ 信頼性を損なう行為に対する厳正な対処
 - ・ 環境経営の向上のための有効な情報提供

こうした状況変化を踏まえて、2005年の「環境ISO大会」では「環境ISO大会宣言」が採択された。

世界一の審査登録実績を有するわが国の先行性と、それに伴う責任を関係者が自覚して環境パフォーマンスの実質的改善に寄与することで、EMSとその審査登録制度に対する社会的信用を維持・向上してゆくことが本制度の存続と発展に不可欠であることを強調している。

(3)環境ISO制度の発展・進化

年	ISO	IAF等	JAB	解説
1996	•ISO14001 •ISO14010,11,12 •ISO/IEC Guide61		・JAB RE100-1996他 環境ISO制度基準類制定 ・EMS審査登録機関・審査員 研修機関の認定登録開始	
1997			・EMS審査員評価登録機関 の認定業務開始	
1998			・JAB RE100-1998他制定	
1999	·ISO/IEC Guide66	·IAF GD6初版		
2000			・JAB RE100-2000制定	・ISO/IEC Guide66に 整合
2002	-ISO19011	・コミュニケ発表		
2003	•ISO/IEC17024	•IAF GD6:2003 •IAF Code of Conduct	・PAC相互承認協定締結	
2004	·ISO/IEC17011 ·ISO14001改訂	・IAF 相互承認協定締結 ・IATCA →IPC	・JAB RE100-2004制定 ・JAB CP100-2004制定	・IAF GD6:2003に整合 ・ISO/IEC17024に整合

ISO14001は1996年9月に発行され、早くも翌月10月20日にはJIS Q 14001が発行された。JABによる環境マネジメントシステム審査登録制度の認定業務も同年12月にスタートした。こうして環境ISOについては関係者の熱意により規格も制度も世界に遅れることなく、否、翻訳問題を抱える非英語圏としては異例の速さでインフラが整備されたと言えるだろう。審査登録機関や審査員研修機関の対応も早く、初年度(96年度)末には5つの審査登録機関と4つの審査員研修機関が認定された。

その後1999年にはEMS審査登録機関に対する要求事項であるISO/IECガイド66が発行され、JABの認定基準もこれと整合化された。

2002年になると品質と環境の監査の指針が統合され、ISO19011が発行された。これが品質及び環境、更にはその他マネジメントシステムに関する審査登録機関や審査員研修機関に対する要求事項の統合に向けたその後の大きな変化につながってゆく先駆けであった。

21世紀に入りIAFを中心として世界の認定機関の間の連携と協調が深まり、第三者認証制度の社会的信用の維持・向上に向けての行動規範の採択や、国際間の相互承認が進んだ。

2004年にはISO14001の初めての改訂が行なわれ、社会的信用の維持・向上を主眼とした要求事項の明確化や、品質マネジメントシステムとの整合性の向上が図られた。

年	ISO	IAF	JAB	解説
2005	•ISO14005 NWIP			
2006	•ISO/IEC17021	•IAF GD6:2006	・行動憲章の制定・日本認定機関協議会・JAB RE300-2006制定・JAB R200-2006制定・マネジ・メントシステム認定委員会発足・研修機関認定業務終了	・IAF GD6:2006の採用 ・ISO/IEC17011準拠 ・マネジメントシステム認定の 統合
(2007)			-JAB R100-2007 -JAB R200-2007 -JAB R300-2007	·ISO/IEC17021準拠 ·ISO/IEC17011準拠 ·IAF GD21準拠

制度の発展・進化の方向性

- ・ 公正・公平性の担保 審査とコンサルティングの分離、組織構造、マネジメント
- ・ 社会的信頼性の維持・向上
- 審査の力量の確保審査員の力量から機関の力量の重視へ審査員の専門能力の継続的開発(CPD)
- ・ 審査の効率化・近代化 審査の複合化(統合化)、CAAT、ASRP

2006年になると、これまで別々であった品質システム審査登録機関に対する要求事項 (ガイド62)と環境システム審査登録機関に対する要求事項(ガイド66)が統合され、マネ ジメントシステム審査登録機関に対する一般要求事項、ISO/IEC17021となった。 1 7021では、審査登録機関の公平性に関する要求事項が強化されるとともに、機関及び 審査員の力量の維持・向上に向けた管理の強化が求められている。

こうして規格と制度の発展をマクロに概観してみると、規格の有効性・実効性を高めるとともに、その審査登録制度の社会的信用を維持・向上してゆく方向に着実に進化してきたことがわかる。

相互承認の進展

- 2003年11月 PAC総会
 JAB、JAS-ANZ(オーストラリア・ニュージーランド)、SCC(カナダ)、NAC(タイ)の4機関が相互承認協定に調印
- 2004年10月 IAF総会
 2地域グループ(EA, PAC)及びJABを含む26機関が相互承認協定 に調印
- 2005年9月 IAF総会 3機関が加盟、相互承認は29機関に
- 2006年11月 IAF総会 相互承認協定調印は、2地域、34機関に拡大

環境ISOが、それ以外の簡易版や地域版といわれるEMS認証制度と決定的に違うのは、国際的に認知される唯一のEMS認証制度であるということである。

国際規格とそれに基づく制度の有効性と優位性を生かすためには、各国でのISO140 01の審査登録が同等の質を持ち、相互に認められるという状況を実現することが不可欠である。

各国の認定機関関係者の努力の結果、2003年にはPAC(太平洋認定機関協力機構)でJABを含む4カ国の間で相互承認協定が締結され、続いて2004年にはIAF(国際認定機関フォーラム)で2地域グループ及びJABを含む26機関の間で相互承認協定が調印され、以降毎年相互承認に参加する国が拡大している。

ISO14001の改訂(2004年11月15日) 要求事項の明確化 信頼性の向上 「いい所取り」の防止 適用範囲の明確化 順守管理の強化 範囲内の環境側面の網羅 パフォーマンス改善 管理できる側面+影響を及ぼせる側面 順法管理関連要求事項の厳格化 マネジメントレビューの強化 有効性の向上 本業(製品)への適用 ISO9001との整合性の向上 7つの定義をISO9000より導入 経営効率の向上 文書化、文書管理、記録の管理、 環境・品質システムの マネジメントレビューの整合 統合運用の容易化

ISO14001は、2004年11月15日に改訂された。

今回の改訂は全面改訂ではなく、(1)ISO9001との両立性の向上、及び(2)要求事項の明確化、に限定したものであるが、特に規格の社会的信用を維持するために安易な解釈を防止するという観点から要求事項の規定が厳格化された。

改訂の成果を総括すると、規格の信頼性と有効性及び効率の向上、ひいてはそれを使 用する組織の経営の信頼性と有効性及び効率の向上に寄与するものということができる。

規格の適用範囲を適切に定義することや、順法管理に関する要求事項が強化されたことは、規格の社会的信用の向上に寄与するものと期待される。

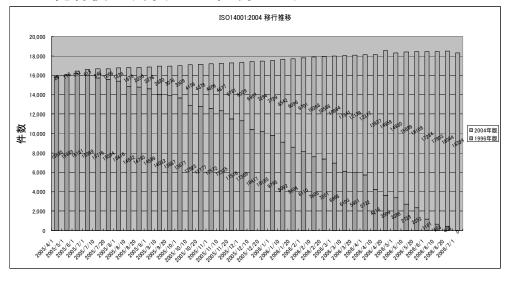
直接管理できなくとも影響を及ぼせる側面を考慮しなければならない事が明確に規定されたことで、いわゆる「紙・ゴミ・電気」だけを対象としたシステムでは規格に適合しているとはいい難くなるだろう。またグリーン調達や製品のリサイクルから最終廃棄に至るまでの配慮を行うことが不可欠なものとなった。今後ISO14001は製品マネジメントシステムとしての役割を強め、益々競争力・商品力に直結した仕組みに進化してゆくことが求められている。

今回の改訂によって文書・記録の管理、内部監査、マネジメントレビューなど品質マネジメントシステムとの共通性が高い要素に関する要求事項の両立性が改善されたことで、環境と品質両システムの統合や審査の統合が促進され、組織の経営効率改善に寄与することが期待される。

ISO14001:2004への移行

ISO14001:2004への移行期間(IAFによる世界統一ルール)

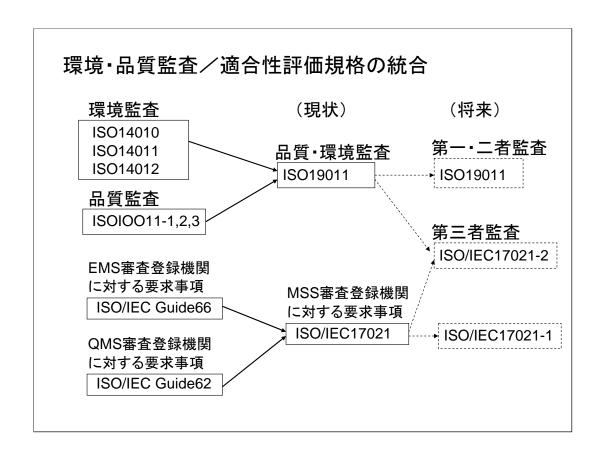
発行後18ヶ月(2006年5月14日)



ISO14001の発行により、審査登録においても旧規格(1996年版)から新規格(2004年版)への移行が必要となり、IAFにより18ヶ月の移行期間が設定された。

わが国でも新規格への移行は着実に進展し、期限内に移行が完了した。

規格改訂で要求事項に変化があった部分については、審査においても十分な確認が必要であり、今後とも規格改訂の趣旨が組織のEMSに正しく反映されているか継続的に確認してゆく必要があろう。



1997年、TC176とTC207は共同研究グループ(CSG)を設置し、環境監査に関する規格(14010, 14011、14012)と品質監査に関する規格(10011-1, 10011-2、10011-3)の統合に関する検討作業を開始した。

TC176,207の整合化問題については後述する(35ページ参照)が、1997年TMBの元に環境・品質規格の整合化戦略を検討する技術諮問グループ(TAG12)が設置され、1998年に「環境と品質の監査規格は統合化することが望ましい」との答申を纏めた。

TC176とTC207によるCSG設置はこの動向を先取りした対応で、当初統合化作業は難航するのではないかと見られていたが、両TC関係者の前向きの努力が奏功し、2002年にISO19011として一本化された。

適合性評価分野でも、EMS審査登録機関に対する要求事項(ISO/IECガイド66) と、QMS審査登録機関に対する要求事項(ISO/IECガイド62)の統合化検討が進め られ、環境、品質だけでなく、マネジメントシステム全般の審査登録機関に対する要求事 項として、2006年、ISO/IECガイド17021が発行された。

今後、19011の定期見直し(2007年)に合わせて、19011から第三者監査に対する指針を分離し、17021側に移管する改訂作業が開始される予定である。

2. 環境ISOの現状と課題

(1)環境ISOの成果

環境負荷の削減

EMSの運用(PDCA)による環境負荷削減 (公害防止、省エネ・省資源・有害物質削減など)

組織の環境経営改善への貢献

- 組織の管理能力、経営の効率性・有効性の向上
- ・トップから従業員までの環境配慮意識の向上
- ・ 利害関係者とのコミュニケーション能力の向上

経済効果

- ・ 環境負荷削減・組織運営の効率化などによる利益
- ・ 環境ビジネスの革新・創業・拡大
- · 環境ISO関連産業の経済効果·雇用拡大

社会的効果

- ・ 環境負荷低減による社会的費用(外部費用)の削減
- · 自治体·公共団体の環境ISOへの参画
- 環境ISOを通じた環境意識向上・教育効果の組織外への波及
- ・ 組織活動に対する信頼性の向上とコミュニケーションの拡大

環境ISOのスタートから10年経ち、わが国は世界一の審査登録組織を擁するところとなったが、それによる実際の環境負荷削減効果や、組織の環境経営の改善効果をしっかりと検証する必要がある。

次ページに示すように、今年度JABが実施した「環境マネジメントシステム運用状況調査」によると、87.7%の組織が事業所の環境負荷低減目標を達成できているとしており、EMSが有効活用されていることが示されている。 EMS運用における経営トップの関与も80%の組織で概ね十分なされており、またEMS構築以前と比較して、「従業員の多くが業務上の目的・目標に貢献している」とする組織が84.4%に達するなど、組織の環境経営改善にも寄与していると評価されている。

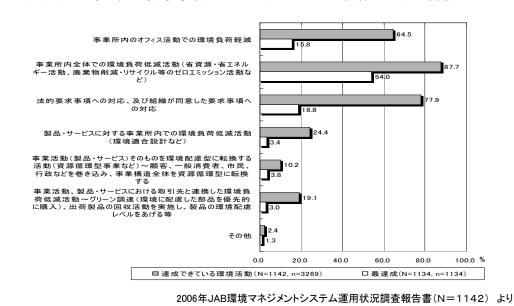
2005年の日本経団連「自主行動計画フォローアップ結果」によれば、CO2排出削減 目標を2000年度より6年連続で達成し、このまま推移すれば2010年度の目標達成は 十分可能な状況になっている。 自主行動計画への参加企業の多くがEMSを導入し ており、その運用による目標管理と継続的改善の仕組みが有効に機能しているものと評 価してよいのではないか。

環境ISO関連のサービス事業の経済効果、雇用創出効果も大きなものがあり、今後は EMSの運用レベルの向上が環境関連事業を誘発するような好循環を形成することが 期待される。

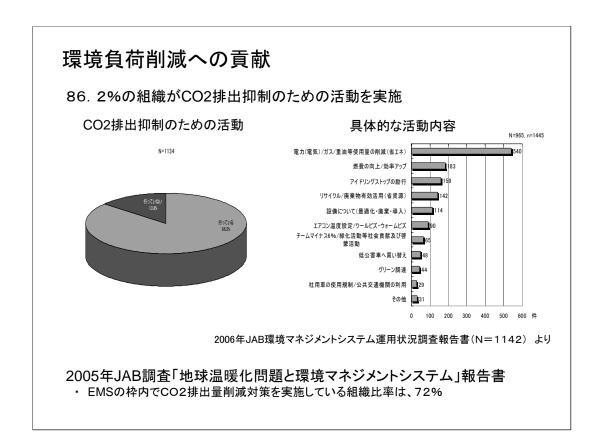
地方自治体による地域での環境ISO普及・啓蒙活動やキッズISOなどを通じた環境教育面での貢献など、社会にとって様々なプラスの効果も生み出している。

環境負荷削減への貢献

- ・「事業所全体での環境負荷低減活動」について、87.7%の組織が達成と評価
- ・ 法的及びその他の要求事項について、77.9%の組織が達成と評価



今年度JABが実施した「環境マネジメントシステム運用状況調査」結果の一例を示す。 「事業所全体での環境負荷低減活動」について、87.7%の組織が達成と評価しており、「法的及びその他の要求事項」についても、77.9%の組織が達成と評価するなど、環境負荷削減に実質的に貢献していることが示されている。



また、CO2排出削減のための活動を行っていると答えた組織は、86.2%を占め、具体的な活動内容では、「電気・ガス・重油等の使用量の削減(省エネ)」が過半数を超え最大で、次いで「燃費の向上/効率アップ」、「アイドリングストップの励行」と続いている。

2005年にJABが実施した「地球温暖化と環境マネジメントシステム」調査でも、EMSの枠内でC02排出削減対策を実施している組織比率は72%との結果が出ており、温暖化防止に関する自主的取組において環境ISOは中核的役割を果たしているものと思われる。

環境負荷削減への貢献

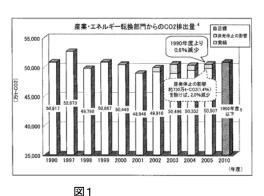
経団連「自主行動計画」フォローアップ結果

CO2排出削減

2005年度のCO2排出量は5億507万t-co2; 1990年度比0.6%減少(図1)
 (2000年度より6年連続で目標達成 →2010年度には90年度比-2.2%で目標達成見込)

産業廃棄物最終処分量の削減

2004年度産業廃棄物最終処分実績:954万t(1990年度実績の83.3%減)(図2) (2010年度目標を3年連続で前倒しで達成)



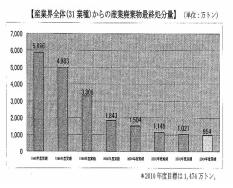


図2

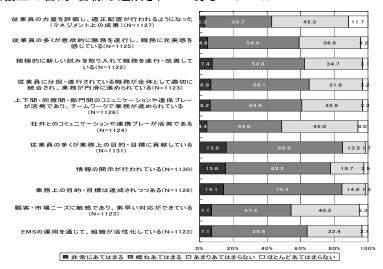
環境ISO取得企業だけの環境負荷削減効果の定量的算出は困難であるが、経団連「自主行動計画」に参加する大手企業の多くが環境ISO審査登録企業であることから、経団連「自主行動計画」の成果には環境ISOの効果が反映されていると考えられる。

2006年末に公表された自主行動計画フォローアップ結果によれば、CO2排出削減は 2000年より6年連続で目標達成しており、2010年目標も達成見込みとしている。 廃棄物削減についても2010年目標を3年連続で前倒しで達成している。

環境経営組織の継続的改善

EMS構築以前と比較した組織の実態

- ・ 従業員の多くが業務上の目的・目標に貢献: 84.8%
- 業務上の目的・目標は達成されつつある: 84.4%



2006年JAB環境マネジメントシステム運用状況調査報告書(N=1142) より

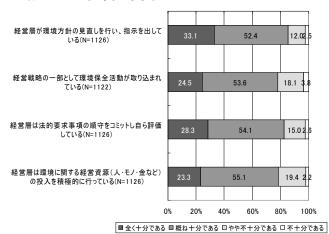
EMS構築以前と比較した組織の実態について11項目で「非常に当てはまる」、「概ね当てはまる」、「あまりあてはまらない」、「ほとんど当てはまらない」の4段階で尋ねた結果が上表である。

「非常に当てはまる」、「概ね当てはまる」の合計が80%程度となったのは、「従業員の多くが業務上の目的・目標に貢献している」(84.4%)、「業務上の目的・目標は達成されつつある」(84.4%)、「情報の開示が行われている」(77.8%)の3項目だった。

環境経営組織の継続的改善

最高経営層の関与

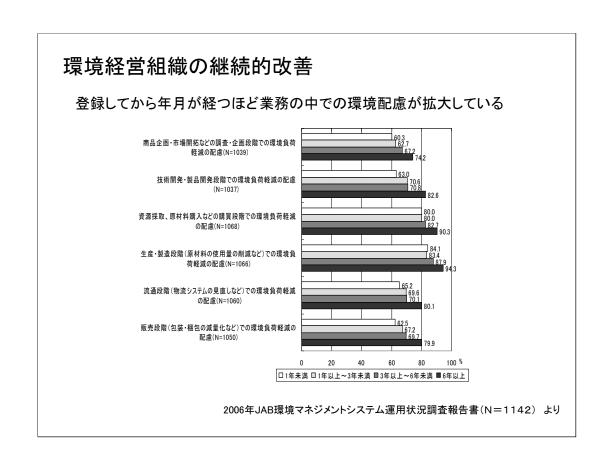
方針/レビュー、経営戦略への組み込み、法令順守、経営資源投入 各々ので概ね80%程度が関与



2006年JAB環境マネジメントシステム運用状況調査報告書(N=1142) より

最高経営層の関与について上記4項目、4段階で聞いたところ、「全く十分である」及び「概ね十分である」の合計はどの項目においても80%程度であった。

最高経営層の関与は規格の要求事項であり、この数字を更に向上させるような取り組みが必要であろう。



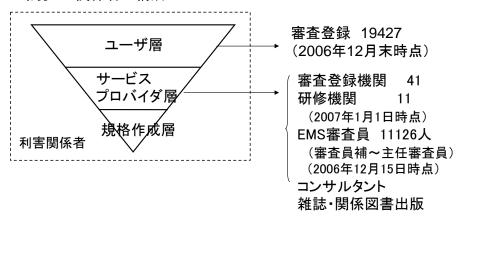
今年度の「環境マネジメントシステム運用状況調査」結果で最も注目されるのは、 登録から年月が経つほど組織のあらゆる業務においてEMSによる環境配慮が拡大していることである。

EMSの運用経験が増すに伴って環境経営が継続的に改善されていると言える。

経済効果

- ・ 環境負荷削減・組織運営の効率化などによる利益
- 環境ビジネスの革新・創業・拡大
- · 環境ISO関連産業の経済効果·雇用拡大

環境ISO関係者の構成



環境ISOがスタートして10周年を迎え、2007年1月1日時点でJAB認定のEMS審査登録機関は41あり、また、審査員の研修機関として11機関が活動している。

CEAR登録のEMS審査員(審査員補~主任審査員)は1万人を超えている。

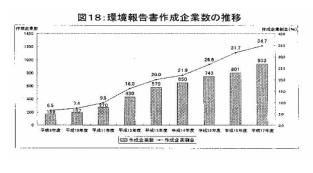
環境ISOの関係者は、14000ファミリー規格及び適合性評価関連規格等の作成や関連の国内委員会委員など「規格作成層」、審査登録や研修、コンサルティング、雑誌など情報提供業を含めた「サービスプロバイダ」層及び企業等規格の「ユーザ層」に大別できる。

「サービスプロバイダ」の雇用規模は概ね2万人程度、経済規模(売上)は数百億円に達すると思われる。「ユーザ層」は審査登録組織だけで約2万社あり、組織で環境ISOに相当程度のかかわりをもつ人(事務局等)は少なくとも10万人を超えるであろう。

こうして環境ISO関係者は社会の中で一つのセクターと言えるような規模に成長してきた。

社会的効果

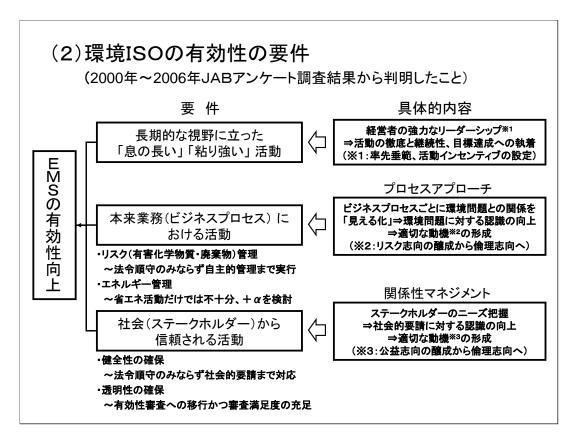
- ・ 環境負荷低減による社会的費用(外部費用)の削減
- 自治体・公共団体の環境ISOへの参画
 - 都道府県40、政令指定都市11、市町村339の本庁舎でISO14001認証取得 (環境省 平成17年度「地方公共団体の環境保全対策調査」より)
- 環境ISOを通じた環境意識向上・教育効果の組織外への波及
 - Klids' ISO14001プログラム(ArTech, ISO, UNEP, UNESCO, UNU) (10万人の子供が参加、 4万トン以上の家庭からのCO2排出削減)
- ・ 組織活動に対する信頼性の向上とコミュニケーションの拡大
 - 環境報告書発行組織の拡大
 - 社外とのコミュニケーション・連携プレイが活発化(JAB調査 49%)



環境ISOは新たな雇用創出など大きな経済効果を生んでいるが、環境ISOの運用による環境負荷低減はじめ、消費者や地域などとの環境コミュニケーションを通じた環境教育効果など、様々な社会的効果をもたらしている。

環境省による「環境にやさしい企業行動調査」の平成17年度調査結果によれば、環境報告書の作成企業数は、有効回答数2691社中34.7%、933社あり毎年着実に増加している。

環境報告書の発行には環境マネジメントシステムによる組織的、継続的な環境への取り組みが不可欠であり、環境情報公開と環境コミュニケーションの進展に環境ISOは大きく寄与している。



アンケートの調査項目に基づき定義された言葉間の関係性(強弱)を統計的に検定し、有効性に寄与する3つの活動を抽出した。 その要件の実現に寄与する活動内容とともに示すと上図のようになる

図で使用されている[言葉]の定義(・は実際のアンケート調査項目)は以下の通りである。

○リーダーシップ

[率先垂範]とは

- 自らアイディアを提案すること
- ・環境配慮型の技術・製品・事業の"種"を発見しようとすること

[活動インセンティブの設定]とは

- ・環境への取組みを人事評価に反映していること
- ・環境に関する報奨(表彰・賞金など)制度を設定・活用すること
- ○環境「見える化」度(認識度)とは
 - ・組織の一般的な経済サービス活動から生じる環境への負荷の産業間比較認識度のこと
 - ・組織の一般的な経済サービス活動から生じる環境への負荷の同業種間比較認識度のこと
- ○社会(ステークホルダー)のニーズ把握度(認識度)とは
 - ・利害関係者を配慮した環境側面を抽出していること
 - ・客観的に負荷の高い環境側面が選ばれていること
 - ・潜在化している環境側面にも対応していること
 - ・顧客に配慮した環境側面を抽出していること
 - ・影響力行使(供給者及び請負者)できる環境側面を抽出していること
 - ・最低限の法律遵守以上(自主基準など)の取組みをしていること

○環境活動の動機

[リスク志向]とは

- ・環境リスクの回避のためにすること
- 社会的な批判を受けないためにすること

[公益志向]とは

- ・社会的費用の負担と考えるためにすること
- •利益の一部を社会へ還元するためにすること

[倫理志向]とは

- ・地球環境への社会的責任を果たすためにすること
- ・環境負荷の低減のためにすること
- ・消費者や地域社会との良い関係の維持のためにすること
- ・従業員の環境意識や倫理観(モラル)の向上のためにすること
- ・法規制などへの対応のためにすること

(3) 環境ISOを取り巻く最近の状況変化と課題

(A)組織経営に対する社会的監視の厳格化

法令順守の徹底

環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会 (背景:公害防止関連業務の重要性に対する認識の相対的低下と不適正事案の発生)

組織経営に対する社会的信頼の維持・向上

- コーポレート・ガバナンス・内部統制・リスクマネジメントの確立
 - 「リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」(2003年、経済産業省)
 - 「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについて一構築及び開示のための指針」(2005年、経済産業省)
 - 「事業継続ガイドライン」(2005年 内閣府)

環境問題の深刻化による環境パフォーマンス改善要求の強化

- ・ 自主行動計画目標達成の信頼性・蓋然性向上の要請(産業構造審議会)
- ・ 拡大生産者責任、製品のライフサイクルを通じた環境負荷の低減



これらの期待に応えるために、EMSは先導的役割を果たすべき

21世紀に入り、不正経理や不実の情報開示など組織の不祥事が世界中で多発し、規制強化とともに組織の経営に対する社会的監視は益々厳しいものとなっている。

環境管理においても最近複数の大手企業で公害防止関連法規に違反する不正行為が明らかになり、2006年度には環境省と経済産業省により「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」が設置され、工場での公害防止体制の実効性向上や、本社と工場の連携強化などを求める「公害防止ガイドライン」が本年度末には公表される予定である。

気候変動など環境問題が深刻化する中で組織の環境パフォーマンス改善に関する社会的要請も強まっており、自主行動計画といえども、その目標達成の信頼性や蓋然性を一層高めることが求められている。

EMS審査登録組織で順法管理が適切になされなかったり、環境パフォーマンスの改善が進まなければ、EMS審査登録制度全体が信用を失い、制度そのものが崩壊することを関係者は改めて認識しなければならない。

現在わが国企業ではリスクマネジメントと一体となった組織統治及び内部統制の確立が求められているが、これらはEMSの仕組みと共通する点も多く、EMSが新たな経営システム確立に向けて先導的役割を果たすことが期待される。

内部統制

経済産業省(2003)

「リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」

・企業を取り巻くリスクに対応し、企業価値を維持・向上する観点からは、リスクマネジメントと内部統制は多くの共通する部分を有しており、両者を一体としてとらえ、機能させてゆくことが必要

経済産業省(2005)

「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する 開示・評価の枠組みについて一構築及び開示のための指針」

- •P30-31 5. 基本的考え方(2) リスク管理
- ・P41 6. 構築及び開示のための指針(3) トータルにリスクを認識及び評価
- •P43 同上

(4)リスクへの適切な対応

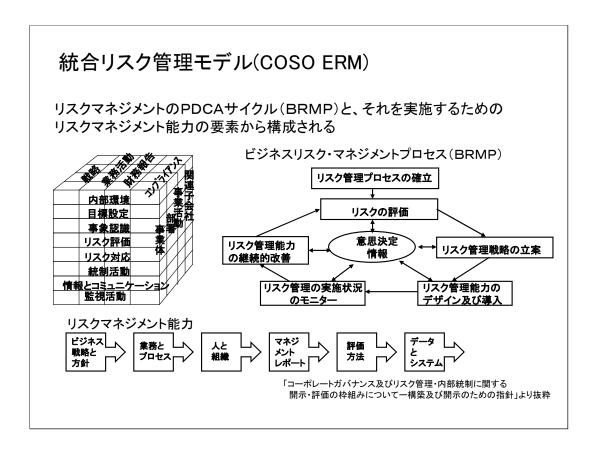
P44 同上

- (5)円滑な情報伝達の整備・運用
- ・内外の主な考え方(モデル等):統合リスク管理(米COSO ERM)

経済産業省では、企業の財務報告のみならず法令順守、安全、品質管理等を含む広範な業務の適正かつ効率的な遂行に役立つ指針を提供する目的で、2003年6月、「リスク新時代の内部統制〜リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針」を策定した。

その後最近の企業不祥事や企業の取り組み事例の分析・検討し、企業不祥事発生による企業価値を大きく毀損する事態を防止し、ひいては企業価値の維持・増大につながる考え方と企業における取り組みを促進するための方策を検討すべく「企業行動の開示・評価に関する研究会」を2005年2月に発足させた。

同研究会は、企業のリスク管理・内部統制に加えてコーポレートガバナンスの確立の重要性に着目し、2005年8月に「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについて一構築及び開示のための指針」を策定した。

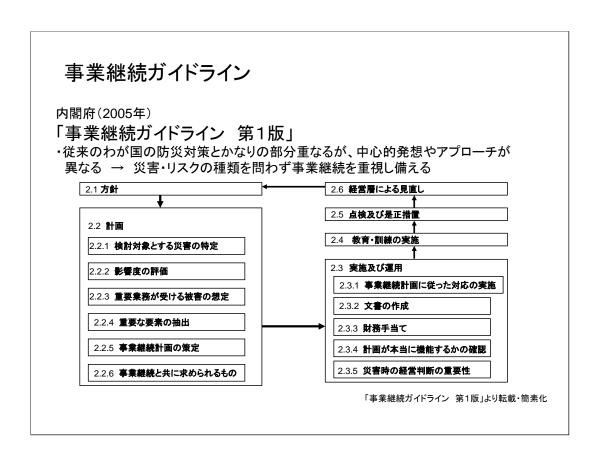


COSOとは、米国の「トレッドウエイ委員会組織委員会」(The Committee of Sponsoring Organizations of Treadway Commission)の略称で、同委員会は1992年に「内部統制の統合的枠組み」を公表したことで知られている。

その後2001年のエンロン社の経営破綻など企業不祥事により投資家などが多大な損失を被ったことから、コーポレートガバナンスやリスクマネジメントに対する関心や問題意識が高まった。

こうした背景からCOSOは2004年、「全社的リスクマネジメントー統合的フレームワーク」を公表し、全社的リスクマネジメント(ERM: Enterprise Risk Management)の統合的モデルを提示した。

COSO ERMモデルもPDCAサイクルで形成されており、環境ISOとの親和性は高く、リスクマネジメントの視点から環境ISOの有効性を高める上で参考になる点が多い。



内閣府は、中央防災会議に設置された「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査委員会」で2年間の検討を行い、2005年10月に「事業継続ガイドライン」を 策定し公表した。

このガイドラインも上記のようにPDCAサイクルで記述されており、環境ISOとの親和性が高い。事業継続という視点からEMSの取り組みを強化することも有効であろう。

「公害防止に関する環境管理のあり方検討会」報告書

経済産業省/環境省(2006年)

「公害防止に関する環境管理の在り方」報告書骨子案

・実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築に向けて、事業者をはじめ 関係組織・団体が取り組む際に参考となる行動指針を示す

(背景: 公害防止関連業務の重要性に対する認識の相対的低下と不適合事案の発生)

環境管理における実質的PDCAサイクルの実践

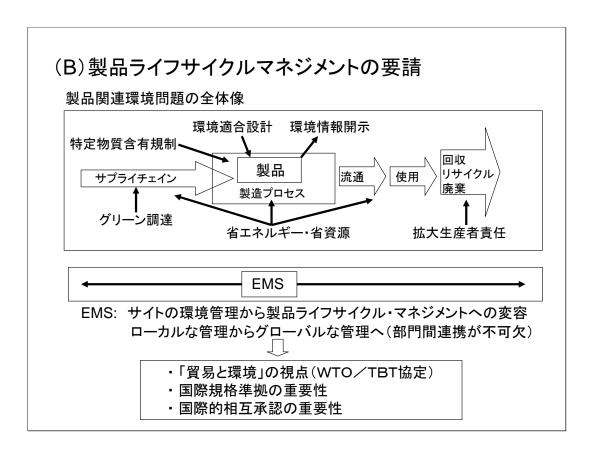
- ・工場・現場における公害防止に関する環境管理への取り組み
- ・本社・環境管理部門における全社的な公害防止に関する環境管理への 取り組み - 環境管理業務の企業経営リスクとしての認識
- ・従業員教育への取り組み
 - 経営者から現場従業員まで
 - 公害防止に関する環境管理ノーハウの継承
- ・利害関係者とのコミュニケーションへの取り組み
 - 一 行政·地域·関係会社、取引先

「公害防止に関する環境管理の在り方」報告書骨子案より抜粋

既に延べたように、最近複数の大手企業で公害防止関連法規に違反する不正行為が明らかになり、2006年度には環境省と経済産業省により「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」が設置され、工場での公害防止体制の実効性向上や、本社と工場の連携強化などを求める「公害防止ガイドライン」が本年度末には公表される予定である。

ガイドラインでは特にISO14001との関係について以下のように言及している。

「事業者は、ISO14001をはじめとした各種マネジメント手法の導入により整備されたPDCAマネジメントシステムを用いて、事業者向けガイドラインの内容を勘案し具体的な公害防止に関する環境管理活動を実施することで、より実効あるものとすることができる」



サイト(工場)の公害防止を中心とした環境管理の重要性は変わらないが、最近では製品に対する環境規制が世界的に急速に拡大している。製品関連規制には特定の物質の含有を禁止するものや、一定以上のエネルギー効率を求めるもの、使用後の製品の回収・リサイクルを求めるもの等、多様である。

製品に対する環境規制の特徴は、国境を越え国際市場全体に直ちに波及することである。一つの国、地域での規制がグローバルに広がったサプライチェイン全体に直ちに影響を与え、諸国は自国企業の順守能力を確実にするため同種規制を自国に導入する傾向が顕著である。

EMSも製品の環境問題に対処するためには、製品のライフサイクル全体に対するマネジメントシステムに進化してゆくことが求められる。

工場の操業管理だけであれば、特定の部門だけで対応することも可能であったが、製品環境問題に対応するためには企業の全部門が連携して対応しなければならない。

国境を越える製品に対する規制はWTOルールに準拠する必要があり、自ずと国際的な整合化、国際規格への準拠が求められる。

適合性評価では国際的な相互承認が不可欠であるが、EMSに関して国際的に認知される制度は、ISO14001の審査登録制度のみである。

(C)EMSの多様化

- ・ 環境問題の解決には、小規模組織も含めたあらゆる主体の 自主的な取り組みが不可欠
- 自主的な取り組みを促進・継続する基盤がEMS

ISO14001: 小規模組織にとって人材面・費用面で相対的に負担増?

Ţ

簡易なEMSの多様化

- 中央官庁・関係機関主導型
 - (例) エコアクション21(環境省/IGES) グリーン経営認証制度(国土交通省/交通エコロジー・モビリティ財団)
- · 地方公共団体·地方組織主導型
 - (例) KES(京のアジェンダ21フォーラム) 南信州いいむす21(地域ぐるみ環境ISO研究会) エコ事業所認証制度(名古屋市)
- 民間団体主導型
 - (例) エコステージ(エコステージ協会)

(注)こうした状況はEUも同様 EU企業総局「SMEにEMSを普及するための公共政策」報告書(2004年)

ISO14001は、組織が環境問題への対応を体系的に遂行するためのインフラとして開発されたもので世界中の広範な組織で適用されることが期待されている。

規格の序文には、「この規格は、あらゆる種類・規模の組織に適用し、しかも様々な地理的、文化的及び社会的条件に適応するよう意図されている」と述べられている。

先に紹介したわが国の審査登録組織の規模別推移を見ても、中小企業のシェアは相応に拡大して来ている。

しかし、中小企業にとって環境ISOは、審査登録費用や人材などの面で相対的に負担が大きいとの意見もあり、簡易なEMSの多様化が進展している実態がある。

こうした状況はEUでも同様であるが、EUではあくまで公式のEMSであるEMAS又はISO14001の普及拡大が望ましいとし、その対策の一つとしてISO14005:EMSの段階的適用の指針つくりがスタートした。

(D) ISO/IAFでの関連動向

環境ISOの信頼性・有効性の維持向上

- ISO/IAFコミュニケ発表
 (適合性評価のイメージ及び信頼性を保護するためのISO/CASCO.IAF, ILAC間の協力)
- · ISO14001の改訂
- ISO/IEC 17011,17021発行
- IAF GD6:2006 発行

マネジメントシステム規格間の整合化

- · ISO9001:2000発行、ISO14001の改訂
- ISOガイド72:2001(マネジメントシステム規格の正当化と開発の指針)
- · ISO/TMB SAG-MSS, JTCG設置
- ・ マネジメントシステム規格の統合的使用の指針(2007発行予定)

中小組織への普及拡大

- 第37回世界標準化デー(2006年10月14日)
 テーマ: Standards: Big benefits for small business
- · ISO14005策定作業に着手
- TC207/SC1 SMEタスクG報告「中小企業によるEMSの世界的活用」 (中小企業での普及促進に向けた20の勧告事項→実行へ)

環境ISOの根幹となる国際規格・基準を開発するISO及びIAFでの最近の関心事は、「規格及び制度に対する信頼性及び有効性の向上」、「各種マネジメントシステム規格の整合化」、「中小組織、特に小規模組織への普及拡大」の3点に集約される。

具体的には上記のような活動が進められてきており、今後ともこの方向での活動が促進、 強化されてゆくものと思われる。

ISO/MSS整合化問題の経緯

1993~ TC176/TC207 JCG (Joint Coordination Group)

1996 OHSMS 規格化提案 (BSI)

GMS 規格化提案(スイス)

1997 TMB OHSMS, GMS提案を却下

EMS/QMS整合化戦略を検討する TAG12 設置

議長:ノルウエー(TMB)

メンバ:地域別ユーザ代表(日、米、欧、南ア) TC176,TC207及び関係SC議長、セクレタリー CASCO,COPOLCO

TC176/TC207 JCG/JTG,CSG(監査)設置

1998 TAG12報告

・EMS/QMSは両立性向上

•EA/QA規格は統合

・EMS/QMSの改訂を同期化、バリューチェインでの整合化

TMB TAG12報告の履行をTC176/TC207に指示

執行監視のため SIG (Strategies Implementation Group) 設置

議長:TC176/TC207議長の共同議長

メンバ:地域別ユーザ(日、米、仏、独、タイ、イスラエル、スエーデン) TC176/207議長、セクレタリー、CASCO.COPOLCO

1999~2006 SIG (9回の会合を持ち、毎回TMBに Recommendation提出)

TC207は設立当初よりTC176との間で「合同調整グループ (JCG: Joint Coordination Group)」を設置し、マネジメントシステム及びその関連規格間の整合化について協議してきた。

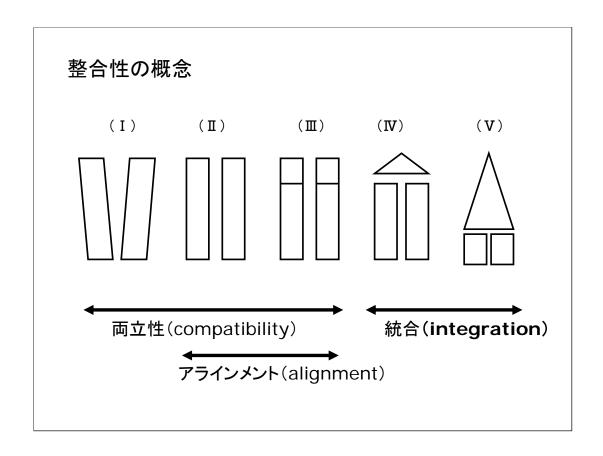
1996年、14001発行の年に英国より「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSM S)」の規格化提案がなされ、更にスイスより「一般マネジメントシステム(GMS)」の規格化提案が出てきた。

ISO/TMB(技術管理評議会)は、これらの提案を時期尚早として却下し、変わって品質マネジメントと環境マネジメントに関する規格間の整合性を向上させるための戦略を検討する技術諮問委員会(TAG12)を設置した。

TAG12は1998年に報告書をまとめ、品質と環境のマネジメントシステム規格は両立性を高め、出来る限り整合化させること、品質と環境の監査に関する規格は統合化することが好ましい等の勧告を行った。

TMBはこの勧告を受けてTC176, 207に対してTAG12報告の順守を指示するとともに、両TC間の整合化作業の進捗を監視するために「戦略適用グループ (SIG)」を設置した。

TC176は9001の2000年改訂で14001との整合化を進め、14001も2004年改訂において9001との整合化を進めたが、両者の共通要素についても完全整合化には至らなかった。



二つの規格間の整合性についてTAG12では、「両立性」、「アラインメント」、「統合」の3つの言葉を定義している。

「両立性」とは文字通り「相並び立ち得る」という意味で、両方同時に適用した時に支障が生じないという意味である。従って極めて狭義に解釈すれば、全く規格の構造や用語が違っても、どちらかを適用するともう一方が適用できなくなるという事がなければ「両立性」があると見なされる。

「アラインメント」とは、両立性より整合化が進んだもので、両規格の構造や内容に共通性がある状態を言う。

「統合」は、全部一体化するという意味ではなく、規格間が一般マネジメントの要素を共有し、その下で分野ごとのモジュールが付加されるような構造を言う。

ISO19011は、品質と環境の監査に共通する要素を規定した上で、品質及び環境監査に特有な事項を付加する形で記述されており、「統合」した規格となっている。

TAG12で定義された整合性の概念を図化すると上図のようになる。

ISO/TMB/SAG-MSS, JTCG設立

背景

- 様々なMSSの登場 + セクターMSSの拡散傾向
- ·ISO9001/1SO14001整合化の未達成
- ・ユーザ(産業界)からのMSS批判(ICSCA等)

経緯

- -2003 ISO総会決議→TMB.TC176/TC207 にISOのMSSのあり方検討指示
- •2004 TMB決議
 - IUMSS (Integrate Use of MSS)ハンドブック作成指示(仏、蘭)
 - AHG on MSS 設置(MSS将来戦略の策定/組織のあり方含む)
- •2006 AHG on MSS 報告書提出

(ISO's Further Involvement in MSS - A Strategy for the Future) TMB 下記を決議

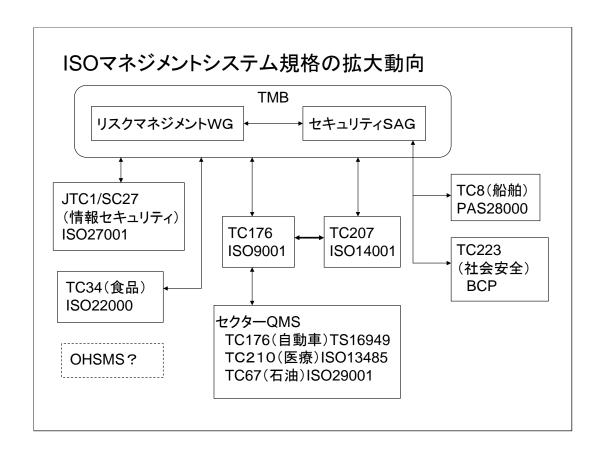
- ·SAG-MSS,JTCG設置(トップダウン·アプローチ導入)
- •SIG, AHG on MSS 解散
- •JCG,JTG,CSG活動一時停止
- ·2006 SAG-MSS 第1回会合(11月·ジュネーブ)
- ·2007 JTCG第1回会合(1月)

EMSとQMS間の整合化作業が少しずつ進展を見せる中で、情報セキュリティマネジメントシステムや食品安全マネジメントシステムなど、環境・品質分野以外の領域でもマネジメントシステム規格が出現してきた。

こうした背景からTMBでは2004年に「マネジメントシステム規格(MSS)に関するアドホックグループ」を設置し、ISOとして今後のマネジメントシステム規格の拡大にいかに対処すべきか答申を求めた。

アドホックグループは、2006年初頭に報告書をまとめ、環境、品質だけの整合化ではなく、関連する全てのマネジメントシステム規格間の整合化の推進と、マネジメントシステム規格の将来戦略を検討するための組織の設置を答申した。

こうして、マネジメントシステム規格の将来戦略を検討する組織としてSAG-MSS(マネジメントシステム規格に関する戦略諮問委員会)と、マネジメントシステム規格を作成するTCなどの代表者による調整組織としてJTCG(共同技術調整グループ)が設置された。



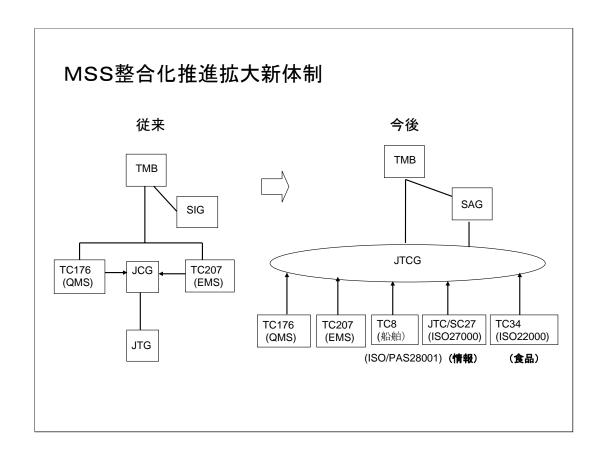
2007年1月現在、ISO内のマネジメントシステム関連の規格作成作業の全体像は上図の通りである。

QMSの産業分野別(セクター)規格として、自動車、医療、石油などの品質マネジメントシステム規格がある。

食品、情報セキュリティに加えて、TC8(船舶及び海洋技術)では、サプライチェインのセキュリティマネジメントシステムについてのPAS(国際規格制定に先立って発行される文書: Publicly Available Specification) 28000が発行されており、2007年には国際規格が発行される予定である。

またTC223(社会安全)では、BCP(事業継続計画)に関する規格化に着手している。 TC以外でも、TMB直下にリスクマネジメントに関するWGが設置され検討がスタートしているが、マネジメントシステム規格にはしないとされている。

「マネジメント規格」と、「マネジメントシステム規格」の位置づけ、使い分けについても今後明確化が必要になろう。



こうしてISO内でのマネジメントシステム規格の整合化検討は、従来上図の左側のように環境(TC207)と品質(TC176)の間だけでJCG(共同調整グループ)及びJTG(共同作業グループ)を設置して推進し、SIGがその状況を監視するという体制で進められてきたが、今後は右図のように、他の関連TCも参画したJTCGが整合化推進機関となり、SAGがJTCGの有効性の監視を含めてマネジメントシステム規格全体のあり方を検討しTMBに報告するという体制になる。

このような体制への移行に伴い、これまで9001と14001の次期改訂に向けてTC176とTC207で進めてきた検討作業が一時中止されることとなり、現在のところ再開の目処が立っていない。

JTCG及びSAGで対応方針がある程度固まるまでは再開困難と予想されるため、9001及び14001の次期改訂は大幅に遅延する可能性がある。

EMSの中小企業への普及の必要性

EUの考え方

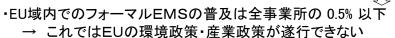
- ・ 中小企業(SME)政策の積極的推進:Think Small First
- SMEの定義:従業員250名未満(2005.1.1~、+売上/資産基準あり

マイクロ:0~9人 スモール:10~49人 ミディアム:50~249人

EUの私企業: 2300万社→99%はSME

EUの環境汚染 の70%に責任

EMSは環境負荷低減のインフラ





・EU企業総局 ベストプロジェクト 「SMEにEMSを普及するための公共政策」(2004年1月)

→ EMSの段階的適用スキーム・指針の開発(ISO14005)

EUの私企業の99%は中小企業であり、EUの環境汚染の70%は中小企業に起因するものとされている。 EMSは環境負荷低減活動を自主的にかつ効率的に推進するためのインフラであるとの認識から、EU委員会は、EMSの中小企業への普及を飛躍的に拡大する必要があると考えている。

環境政策のみならず、EUでは国際競争力強化や、域内での雇用創出、社会的安定・安全など、その政策全てにおいて中小企業対策が重要と考えており、"Think Small First" (小さいところを第一に考えよう)との標語のもとで特に小企業の活性化と力量向上に力を入れている。

EMSの中小企業への普及もこうした大きな政策の枠組みの中で捉えられているといえる。

EU企業総局では、2004年に「SME(中小企業)にEMSを普及するための公共政策」という報告書を取りまとめ、様々な政策ミックスを活用した普及促進を目指すこととしているが、この一環として「EMSの段階的適用の指針」の標準化があり、これがISO14005作成の発端となっている。

SMEをめぐるTC207での議論の経緯

TC207/SC1に於けるSMEのための指針作成要否の議論

1993年 当初の作業計画 (・要求事項(14001)

•指針(14004)

・中小企業への配慮に関する指針

1995年 オスロ総会・中小企業向け指針作成を凍結

↓ 要否投票実施

要;21、否:6、棄権:1

1996年 リオ総会・有力国(米、英, 蘭、加)反対

日本:オスロ決議違反としボイコット

↓ プロジェクトチーム設置 1997年 京都総会 ・SMEワークショップ

1998年 サンフランシスコ総会 ·SMEワークショップ

・ガイド不要の結論・作業計画削除

2004年 ブエノスアイレス総会 ・EUのSME団体(NORMAPME)がSMEへの

普及策の必要性を提起

·SMEタスクG設置(SMEでの普及促進策の検討)

2005年 ・CENがEMSの段階的適用指針規格化提案

2006年 ·ISO14005策定作業開始

・SMEタスク報告(20の勧告)

TC207では、当初より中小企業向けの指針作成の作業計画が提示されていた。 しかし14001作成作業の進捗とともに、14001をどのような組織にも適用可能な唯一の EMS規格とすべきとの考え方が優勢となり、1998年に中小企業向け指針の 作成計画は削除された。

しかし2004年改訂で中小企業に対する配慮事項が特に盛り込まれなかったこともあって、EUの中小企業団体であるNORMAPMEより、中小企業での普及促進策をTC207/SC1で再考すべきとの提案があり、タスクグループが設置され検討することとなった。

2005年、タスクグループの検討途上でEUから「段階的適用の指針」に関する新規作業提案が提出され、国際投票の結果作業開始が可決された。

2006年、タスクグループは中小企業への普及促進に関する報告書を発表し、この中で20項目の具体的な対応策を提示した。

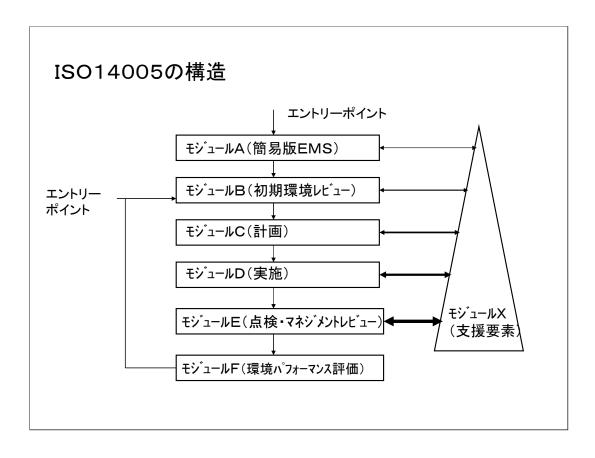
ISO14005策定の目的

(NWIP記載のプロジェクトの範囲)

- ・ 全ての組織に、しかし特に中小企業(SME)に、EMSの段階的な開発、 適用、維持及び改善に関する指針を提供する
- また、下記に関するアドバイスを含む
 - 適用プロセスを通じて環境パフォーマンス評価技法の使用を包含
 - 適切な場合には、EMSと他のマネジメントシステムの協調
- 成果物
 - ISO14001の要求事項の段階的適用に関する指針 EMASはこの規格の欧州版(EN規格)の付属書でカバーする ISO14001(欧州版ではEMAS)以下の中間段階は認証できない
 - 指針そのものに十分なガイドが含まれない場合には、SMEのニーズ に特に配慮したISO指針の使用に関する付属情報

EUによるISO14005作成提案書では、この指針はEMSの段階的な適用の指針を提供するとともに、適用過程での環境負荷削減と、それによる具体的な経済効果を確実にすることが中小企業にとって不可欠との認識から、環境パフォーマンス評価の組み込みや、他のマネジメントシステムとの統合的適用に配慮することが提案されている。14005の正式タイトルは、「環境パフォーマンス評価の使用を含むEMSの段階的指針」とされており、EMSと環境パフォーマンス評価がどのように関係付けられるか注目される。

14005の規定する中間段階では認証できないものとされているが、英国では「認証 (Certification)」とは言わず「承認(Recognition)」という表現での第三者確認が実施されており、EUのEMASでは次期改訂で段階的な検証が制度化される可能性もある。



2007年1月、14005は委員会原案(CD)となり各国に回付された。

現状での規格の構造は、概ね上記のようにモジュールと呼ばれる7つの構成要素からなっている。

モジュールAは、PDCAサイクルに基づくマネジメントの経験がない組織が最初に着手するための簡易版EMSといった内容のもので、省エネなど特定の目標に向けてPDC Aを回してみることで、マネジメントシステムの有効性を組織が認識するためのツールとなっている。

マネジメントシステムの有効性を理解し、本格的にEMSを構築する場合は、モジュール BからFまで、段階的に構築しモジュール単位で成果を確認しながら進む。

モジュールXは、資源、力量・教育訓練・自覚、文書、記録など、支援的要素で、段階が進むにつれて充実させてゆけばよい事を、下が広くなった三角形で示している。

SC1/SME Task Group 20の勧告

- SMEが特に理解困難な箇所の特定(著しい側面、法的要求事項)
- コンサルタントに頼らず理解できるやさしい表現
- ・ 簡易版EMアプローチのレビューと分析
- 普及推進母体としての地域、セクター組織の考慮
- 規格作成関係者の積極的販促
- SME向けハンドブックの作成
- 各国標準化機関による14005とハンドブックの普及活動
- ハンドブックの無料化、14005の低価格化
- ・ 文書化要求事項の再考
- ・ ISO10019(QMSコンサルタント)の改訂への参画とEMSコンサルタントへの適用
- CASCO,IAF,NSBと連携して組織実態に応じた適切な文書化レベルの定義
- ・ リスクマネジメント・アプローチの考慮
- · SMEの規格策定作業への参画拡大
- TMB/MSS-SAG,JTCGでのSME問題へのフォーカス
- ・ 統合マネジメントシステム関連ハンドブック、IUMSSへの注目
- 4つの適合性表明手法の十分な説明と選択肢の提供
- 金融機関との接触の拡大
- ビジネスとして継続的な価値を生むような支援策
- ・ 4つの適合性表明手法の説明を14005で記載
- ・ 14005は地域版から14001まで全てのエントリーの指針に

TC207/SC1の中小企業タスクグループによる「普及促進のための20の勧告事項」は 上図のような内容である。

規格関連、制度関連など様々な内容が混在しており、体系的な整理がなされていないため分かりにくい。

これら勧告の実施主体も、ISOとして対応すべき事項、TC207、SC1、SC1/WG3などの範囲で対応すべき事項、そしてISOの枠を超えて対処すべき事項まで多岐に渡っている。

この勧告の実施を確実にするためのワークショップが、2007年6月のTC207北京総会で開催される予定である。

3. 環境ISOのSWOT分析

強み

部

- グローバルな制度
- ・ISOのブランドカ
- ・民間の自主自律制度・活力
- ・優秀な人材の集積
- ・多数の一流企業の参画

弱み

- マネジメントシステムの解り難さ
- 中央官庁縦割り行政の間
- ・システムとパフォーマンスの関係の曖昧さ
- ・システム監査・審査の難しさ
- ・機関・要員間の力量のばらつき
- 新規審査員登録の停滞
- ・審査費用と信頼性確保の相反

外部環境

機会

- ・環境問題の深刻化と経営リスクの増大
- ・組織の社会的責任と内部統制 システムへの社会的要求の拡大
- 環境立国政策の浸透

脅威

- 規格・制度が市場の変化に即応不能 (国際的な合意形成の困難性)
- ・多様な簡易版EMSの乱立
- ・質を犠牲にしたコスト競争の激化
- 制度を担う人材の高齢化・若年層の 後継者不足

SWOT分析とは経営戦略を策定するためのツールで、自組織の経営環境を組織内の「内部環境」と自組織を取り巻く利害関係者や市場などの「外部環境」に区分し、

内部環境を「強み=Strength」と「弱み=Weakness」、外部環境を「機会=Opportunity」と「脅威=Threat」に区分して分析するものである。

SWOTの名前は各区分の頭文字から来ている。

環境ISO制度にSWOT分析を当てはめてみると上表のようになろう。

クロスSWOT分析

	機会	脅威
強み	機会に対し強みを生かすには ・国際規格・制度の絶対的優位性 必要性の実証・説明 ・EMSによる環境パフォーマンス 改善の有効性・効率性の実証 ・経営システム近代化の主導 ・適用のベストプラクティスの共有	育威でも強みでチャンスにするには ・ 国際整合を担保した上で世界動向を先取りした最先端国内規格・制度の開発と適用 ・ 多様なEMS関係機関との交流、相互理解の促進 ・ 知識・経験の若手への計画的伝承 ・ 審査員補の積極的活用
弱み	機会を弱みで逃がさないためには ・行政を含む利害関係者との対話 の促進 ・システム監査・審査手法のベスト プラクティスの共有・教育 ・審査の信頼性維持・向上ルールの 厳格な運用	・制度関係者の責任の自覚・中小企業への総合的支援戦略の確立と実行・審査の信頼性維持・向上ルールの厳格な運用・後継者(若手)の計画的育成

クロスSWOT分析は、SWOTの4つの視点をクロスさせ、「機会に強みを生かす」、「脅威に対し強みでチャンスに変える」、「機会を弱みにより逃さない」、「脅威と弱みで最悪事態を招かない」という4つの戦略仮説を導き出すものである。 環境ISOのクロスSWOT分析の結果を表に示す。

Ⅲ これからの10年

- 1 基本事項の認識
- (1)地球環境問題の深刻化
 - 気候変動問題の顕在化
 - 2005年の気候災害への世界の政府支出 24兆円(過去最高)
 - 21世紀中に脱炭素経済への転換が必須
 - ラブロック: 「ガイアの復讐」 アル ゴア 「不都合な真実」
 - 資源制約の顕在化
 - ピークオイル
 - 鉱物資源、森林資源、水産資源
 - 水資源(飲料水、農業用水など)
 - 環境汚染の深刻化
 - 中国など途上国の公害問題、廃棄物の越境移動(e-waste)
 - 有害化学物質の生態系での蓄積
 - 生態系の破壊
 - 森林の喪失・砂漠化の拡大

これからの10年を展望するには、まず環境ISO及び現代社会が置かれている状況とその変化に関するマクロ動向を認識することから始めなければならない。

第一に指摘すべき動向は、地球環境問題の深刻化である。

気候変動(地球温暖化)問題について世界各地で異常気象が多発し、毎年地球の平均気温の最高記録が更新される事態が起こっている。

1972年にローマクラブによる「成長の限界」が発行され、人類の活動が地球環境に制約されるとの認識が徐々に普及してきたが、昨年(2006年)、ガイア仮説(地球と生物は相互に関係しあい共進化してきており、大気や水系、土壌など非生命部分も含めた生物圏全体が一つの生命体と見なされるという学説)を提唱したジェームス・ラブロック博士の「ガイアの復讐」という著書により、我々は既に限界を超えたとのメッセージが発信された。 2007年には米国の元副大統領、アル・ゴア氏による「不都合な真実」という著書とともに映画が日本でも公開され、気候変動問題は人類最大の脅威であり、世界は問題を正しく認識し直ちに全力で対処する必要性が強調された。

BRICSと称される巨大な発展途上国の経済成長が加速し、資源価格の高騰も顕著になるとともに、これらの国での環境汚染問題も深刻化している。

森林資源、水産資源などの乱獲による枯渇も進みつつあり、今後我々は極めて深刻な環境問題に直面することを覚悟しなければならない。

(2)企業の社会的責任の認識

- グローバル・コンパクト(2000年)
 - 人権・労働・環境・腐敗防止の4分野、10原則についてのコミットメント・実践
 - 世界で3934組織(日本は50組織)が参画(2007年1月末現在)
- OECD「多国籍企業行動指針」(2000年)
- 経団連「企業行動憲章」(2002年)
 - 環境問題への取り組みは企業の存続と活動に必須の要件である ことを認識し、自主的、積極的に行動する。
- 経済同友会「市場の進化と社会的責任経営」(2003年)
 - 自己評価レポート「日本企業のCSR-進捗と展望」(2003年,2006年)
- ISO26000「社会的責任がイダンス」の策定(2008年発行予定)
 - 環境、人権、労働慣行、組織統治、消費者課題、コミュニティ参画・社会開発 公正な事業活動 の7つの中心的課題に関する指針、組織の実施指針

経済のグローバル化の進展により多国籍企業の影響力の強大化と、最貧国での人権 侵害や劣悪な労働条件、環境破壊などの「負の側面」が顕在化してきた。

こうした「負の側面」を抑制し是正するために「企業の社会責任」という概念が打ち出されるようになった。

国連のアナン前事務総長の提唱で2000年に設立された「グローバル・コンパクト」がその代表的なイニシアティブで、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で10の行動原則に企業がコミットし実践することを求めている。 任意参加であるが、既に世界で3934の組織が参加している。

OECDも2000年に同様の趣旨で「多国籍企業行動指針」を発表している。

わが国でも経団連の「企業行動憲章」や経済同友会の「市場の進化と社会的責任経営」が発表され、会員企業にCSRへの取り組みを求めている。

ISOでもCOPOLCO(消費者問題対策委員会)の勧告により「社会的責任指針」 (ISO26000)の策定作業を進めており、2008年には発行される予定である。

(3)環境ISOの原則の認識

- 「持続可能な発展」への貢献の原則
 - 環境と経済の両立にむけて、全ての組織が法令順守や自主的な取組み を有効かつ効率的に遂行し、継続的に改善するための基盤となる
- 信頼の原則
 - ー 社会からの信頼が制度の存続に必須の要件であることを認識する
- 自律・自主の原則
 - 国際基準による任意分野での第三者適合性評価制度として その自律性、自主性を尊重する
- ・ 協働の原則
 - 多様な利害関係者の協働により環境ISOの有効性と信頼性を更に高める

環境ISOのこれからの10年を検討するにあたり、周囲の変化に係わらず「変えてはならない原則」を確認しておく必要がある。 環境ISOの基本軸ともいえる原則として、本WGでは上記の4原則を堅持してゆく必要があるとの認識で一致した。

(4)10年後の環境経営の目指すべき姿

循環型社会推進基本計画 (2003年3月14日閣議決定)

産業構造審議会 「環境立国宣言」 (2003年4月23日)

第3次環境基本計画 (2006年4月7日閣議決定)

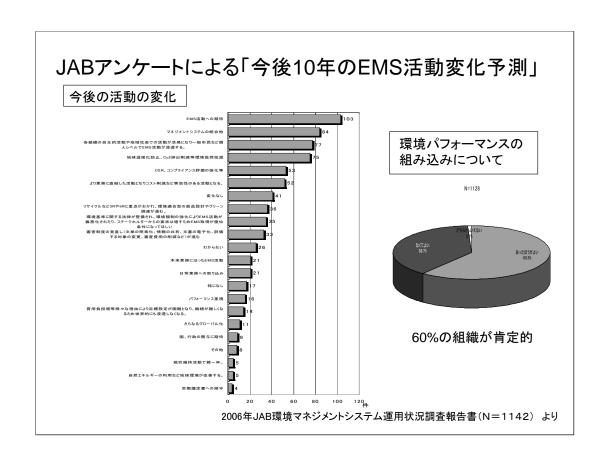
国際標準化戦略目標 (2006年11月29日)

経団連ビジョン 「希望の国、日本」 (2007年1月1日) 2015年の環境経営

- ・大多数の組織にEMSが確立
- ・経営システムとEMSが一体化(融合)
- 環境関連不適正事案が消滅
- ・自主行動計画の信頼性・蓋然性の向上
- ・エネルギー・資源生産性の飛躍的向上
- ・環境倫理・CSR意識が組織に浸透
- ・世界最先端の環境管理が環境事業を 誘発し好循環を形成・成長エンジンに
- •環境経営を支える人材の継続的充足

EMSは環境経営の基盤であるため、10年後のEMSのあるべき姿は10年後の環境経営のあるべき姿から導き出されるだろう。

わが国の今後の環境経営を考える上で参照すべきビジョンや計画には、国の環境基本計画や循環型社会推進基本計画、産業構造審議会による「環境立国宣言」、そして環境ISOの基礎である国際規格に関するわが国の今後の対応を定めた「国際標準化戦略目標」、経済界の立場から国の将来の在り方を提言した「経団連ビジョン」などがある。これらの内容を踏まえ、かつこれまで述べてきた基本事項の認識に立脚して2015年の環境経営のあるべき姿について上図に記載するようなキーワードを抽出した。



2006年のJAB「環境マネジメントシステム運用状況調査」で、今後10年のEMS活動が どのように変化するかを尋ねた結果、746件の多様な意見が得られた。

集約すると22分類となり、最も多かった意見は「EMS活動への期待」で103件、次いで「マネジメントシステムの統合」が84件、「各組織の自主的活動や地域社会での活動が活発になり一般市民など個人レベルでEMS活動が浸透する」が77件、「地球温暖化防止、CO2排出削減等環境負荷低減」が75件と続く。

また、別途ISO14001において環境パフォーマンスを評価することについて意見を聞いたところ、「環境パフォーマンス評価があったほうがよい」と答えた組織が全体の60.5%あり、その理由で最大だったのは、「次ぎの目標につながるため/より有効性が高まるため」で150件(全体の29.9%)であった。

2. 環境ISOビジョン2015

2005年2月に採択した「JAB環境ISO大会宣言」を再確認し、 2015年には以下のような姿を実現する。

- ・EMS審査登録組織では、環境パフォーマンスが継続的に改善し、法令順守が確実になされているという社会的信用が確立している
- ・本制度の広範な利害関係者や、環境パフォーマンス改善の目的を共有する 他の制度関係者との交流が進み、環境改善のベストプラクティスに関する 情報共有や第三者認証制度の社会的信用維持・向上のための協働が活発 に実施されている
- ・ EMSと審査登録制度の一層の普及が持続可能な社会への移行とわが国の 国際競争力向上に大きく寄与するとの認識が確立した結果、EMS審査登録 組織が現状の4倍(8万件)に達している

環境ISOを取り巻く環境・社会状況の変化と、環境ISOの原則の再確認に基づき本WGでは、環境ISOこれからの10年のゴールとなる2015年に到達すべき姿として「環境ISOビジョン2015」を取りまとめた。

2005年に発表した「JAB環境ISO大会宣言」を関係者が再確認し、環境ISOによる実質的な環境改善や法令順守の徹底といった具体的成果を積み重ねることで社会的信用を高め、結果としてEMS審査登録組織が拡大するという好循環を形成することが肝要である。

3. ビジョン実現のために取り組むべき課題と提言(1)ステークホルダーとの対話と協働の拡大

環境ISO内部のステークホルダー

- 審査登録組織
- ・ 認定機関、審査登録機関、審査員研修機関、コンサルタントなど
- ・ 各機関の構成員(運営委員、判定委員、役員、管理者、審査員など)

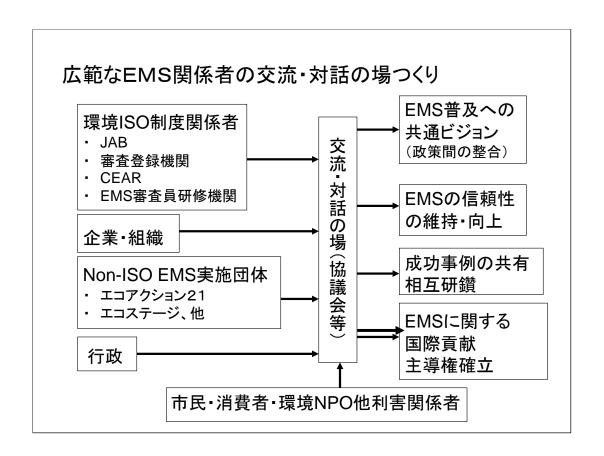
環境ISO外部のステークホルダー

- · 環境関連行政機関(中央·地方)
- ・ 産業界(バリューチェイン)
- 消費者
- ・登録サイト周辺住民
- 環境NPO
- ・マスコミ・メディア
- · 簡易版·地域版EMSの実施者とその利用組織

「環境ビジョン2015」の実現には、広範な利害関係者との交流・対話の場を拡大し、協働してゆくことが不可欠である。

環境ISOの利害関係者(ステークホルダー)には、審査登録組織や審査登録機関など制度内部の関係者と、行政や消費者など制度外部の関係者がある。

制度外部の関係者には、ISO14001以外の基準に基づく簡易版・地域版等のEMS制度の実施者や利用者も含んで考える必要がある。



環境ISOだけでなく、簡易版・地域版などのEMSを含めた利害関係者の交流・対話の場を整備することが望まれる。

「環境パフォーマンスと社会的信頼性の向上」という認識を共有して幅広い関係者が相互に研鑽し、EMSがわが国の環境立国政策を支えるインフラとして成熟してゆけば、環境経営やそれに関する国際標準化活動においてわが国が世界に貢献し主導権を発揮できるようになるだろう

(2)環境ISOの有効性の見える化

環境負荷の継続的低減に有効に貢献している結果を 社会に示すことが信頼を得る第一歩 (結果の見える化)



- ISO14001はEMSの最低限の要求事項を規定したもの
- ・ 環境(CSR)報告書の自主的発行が進んできた
- ・ 審査登録実績世界一のわが国は、数だけではなく、その成果 (結果)を率先して世界に示すべき



環境ISO参加組織は、自主的に結果を報告しよう!

ビジョンの実現には、審査登録組織のEMS運用によって環境負荷が継続的に低減され、その成果が社会に認められる事で社会的信用が向上することが不可欠である。 このためには、審査登録組織はEMSを有効に運用して実質的な成果を得るとともに、 それを社会に積極的に公開してゆくべきである。

産業界による自主的な環境報告書あるいはCSR報告書の発行が急速に進んでおり、 環境ISO参加組織は全て自主的に環境改善の成果を定期的に公表することが望まれる。

(3)環境ISOの普及促進

基本認識

- 2万件の審査登録は、500万事業所の0.4%にすぎない
- ・ 持続可能な社会への転換には、過半数の組織にEMSが必要
- ・ 中小企業、特に小企業への普及促進を様々な政策ミックスで 実現すべき



対処すべき事項

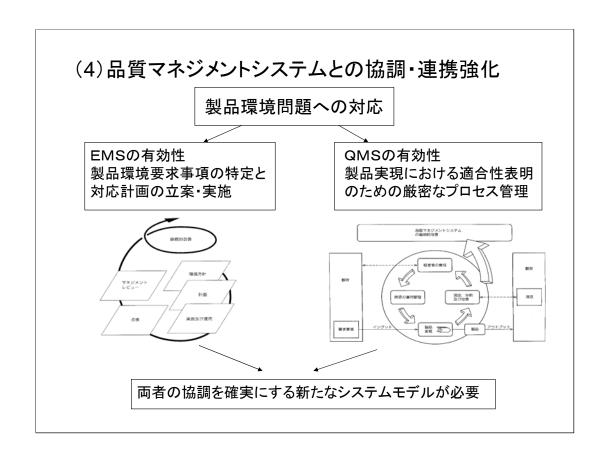
- ・ EMSの段階的適用の指針(ISO14005)のわが国での有効性を 向上すべく Non-ISO EMS を含む多様な経験・知見の交流を 加速する。 パイロットプログラムの実施も考慮すべき。
- ・ ISOはじめ、EU、米国での中小企業へのEMS普及政策を研究し、 国内施策に適切に反映する
- 中小企業を理解する人材の規格作成委員会への参画や審査員登用など、環境ISO制度への人材の参画を促進する(そのための支援が必要)
- 中小企業、特に小企業に適した審査のあり方を工夫し、審査員教育 を拡充する

わが国のEMS審査登録組織数は2万件を超え世界一であるが、全国の組織数から見ると0.5%以下でしかない。

EUにおいてもこの比率はほぼ同様であり、EU委員会では中小企業、特に小企業での 普及を飛躍的に向上させる必要があるとして様々な誘導政策を検討している。

わが国もこうした認識を関係者が共有し、現在作成中のISO14005(EMSの段階的適用指針)にわが国の豊富な経験に基づく知見を適切に反映させると共に、規格の有効性を世界に先駆けて検証するなど、一層の普及対策を推進すべきである。

規格作成から審査業務まで、環境ISO全般にわたって中小企業を理解する人材の参画を拡大するような施策が必要である。



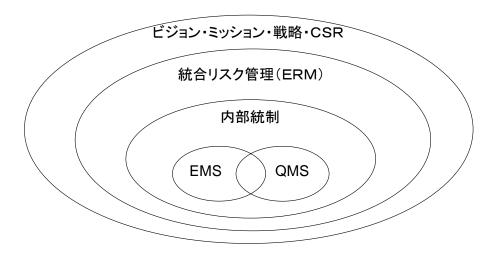
世界的に製品に対する環境規制が急速に拡大する中で、製品環境問題への対応が益々重要になってきている。

製品に対する環境規制は製品の設計仕様の一部であり、それに適合するには品質マネジメントシステムの製品実現プロセスとして展開されなければならない。

こうして製品環境問題に確実に対応するにはEMSとQMSが一体化した運用が不可欠となる。

今後サプライチェインの環境マネジメントも含めてEMSとQMSの連携・協調が益々重要となるため、二つのシステムの一体的な運用を確実にするような新たな統合システムモデルが求められるようになるだろう。

(5)統合マネジメントシステムへの進化



- ・ いよいよ統合マネジメントシステムモデルが必要に。
- ・ 国際標準化戦略目標の中で、MSSに関する国際提案能力の向上が 必要ではないか → MSS先行研究体制の確立

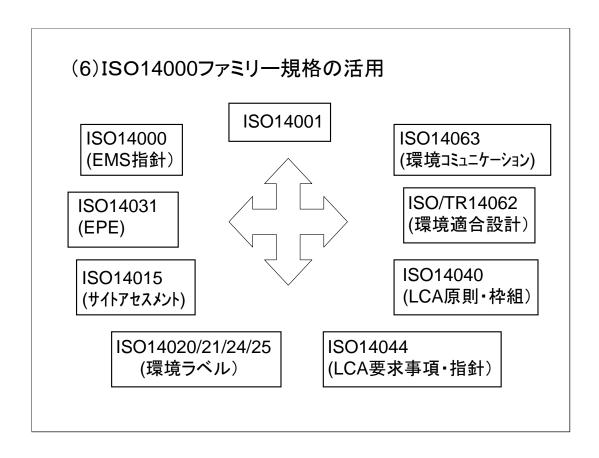
組織のマネジメントは本来一つで、EMS、QMSも全体マネジメントの中で特定分野 (課題)に対応する側面を切り出したものである。

様々な分野別(課題別)のマネジメントシステムは全体が組織の内部統制や統合リスク管理システムの中にあるはずである。

これらはまた、事業戦略や社会責任、そして組織のビジョンやミッションといった枠組みの中に位置づけられるものである。

ISOでも各種マネジメントシステム規格の整合化が喫緊の課題となっているが、組織も環境ISOを含む様々な部分システムを全体的に統合するシステムモデルを必要としている。

欧州では統合マネジメントシステムの研究が活発に行われており、わが国も今後マネジメントシステム規格の分野で主導権を握るためには研究体制の確立が必要である。



環境ISOでは、ISO14001のみが注目されているが、環境マネジメントに役立つ様々なツールがISO14000ファミリーとして規格化されている。

環境ISOの有効性を更に高めて行く為に、ISO14000ファミリー規格の活用を促進すべきである。

(7)環境ISO制度を支える人材の育成

環境ISOの質と社会的信頼=Σ(環境ISO関係者の質と認識)

 \int

- 審査員
 - 力量の維持・向上 → 有効な審査技法に関する不断の研修
 - 公的及び機関内での力量評価の徹底
- 制度の信頼性を支える機関委員(認定委員、判定委員等)
 - 認定委員・判定委員の資格基準の明確化
 - 社会的責任の自覚、不祥事発生時の責任
 - 判定の適切性・妥当性の監視(ピアレビューの導入など)
 - 判定委員の相互交流の場の設置
- 国際標準化(適合性評価含む)エキスパート
 - エキスパートの計画的育成のための体制・インセンティブつくり
 - 産業界及び環境ISO関係機関のコミットメント (国際標準化戦略目標と整合した取り組みの実施)

環境ISOの将来は、制度を支える人材の質にかかっている。

審査員の力量の継続的な維持・向上は必須であるが、更に、審査登録機関の各種委員の力量、役割、責任などの明確化が必要であろう。

特に制度の社会的信頼の確保には、審査登録機関の判定委員の役割が重要であり、 不祥事未然防止のための責任と権限を明確化するとともに、機関を超えた相互交流・ 研鑽の場の設置が望まれる。

環境ISOの根幹は国際規格(適合性評価のための規格を含む)であり、わが国を代表して国際規格作成作業に参画するエキスパートを継続的・計画的に育成する仕組みを早急に確立すべきである。

こうした人材に対する企業の支援、評価の向上など、2006年に策定された「国際標準 化戦略目標」と整合した取り組みを環境ISO関係者が連携して推進してゆく必要がある。

(8)環境ISO制度の継続的改善

- MSS整合化に対応できる国内規格審議体制の確立
 - ISO/TMB/MSS-SAG, JTCG への戦略的対応
 - MSSの中核である QMS、EMS の連携・協働の促進
 - 「対応」から「先導」へ: 国際提案力の強化
 - 活動を支える経営資源(人・組織・資金)の拡充
- 制度関係機関の情報公開の拡大
 - 関係機関は、それぞれの活動の信頼性・有効性・効率性について自ら評価し 公表すべきではないか(JAB及び審査登録機関、研修機関のCSR報告書)
 - ユーザ・社会が比較評価できる評価基準の設定
 - 苦情処理対応の仕組みの拡充
 - 利害関係者との対話の場の拡充
- 関係機関による制度の継続的改善の実践
 - 国際動向を先取りした制度改革の積極的試行

人材育成とともに、環境ISO制度も継続的に改善してゆく努力が求められる。

ISOにおけるマネジメントシステム整合化の検討体制発足など、国際的な動向に十分対応できる国内体制を先行的に整備することが、今後の国際規格に対するわが国の提案力向上の必須要件である。

環境ISOが民間の制度であることを認識すれば、関連する国際規格の審議体制の整備と、その経営資源の提供も民間主導でなされるべきであろう。

審査登録組織に対する社会的信頼の維持・向上のために、これら組織の環境パフォーマンス情報の自主的な公開を提言したが、同時に環境ISO関連機関(認定機関、審査登録機関、研修機関など)も自主的に情報公開を拡充すべきである。

日本適合性認定協会は、適合性評価に対する国際ルールとの調和を維持しつつ、環境ISO先進国として国際ルールの後追いではなく、国際動向を先取りするような制度改革を積極的に試行し、世界をリードする取り組みを進めることが期待される。

(9) JIS Q 14002(仮) EEMS (Excellent EMS)の開発

提案理由

- ISO9001,14001共同開発作業の中断による次期改訂の大幅遅延が必至の状況(2015年?)
- わが国での自主的な環境経営の取り組みの進化
- · QMSをはじめ、リスクマネジメント等との統合的運用の必要性
- ISO9001,14001次期改訂におけるわが国の提案力強化



わが国独自の最先端EMS規格を開発し適用する

- E-EMS (JIS Q 14002:2010)
- 概念設計仕様案
 - ISO14001:2004 を包含した第三者認証用規格
 - QMSと整合したプロセスモデルの考え方の導入
 - 環境パフォーマンス評価の組み込み
 - 製品バリューチェインマネジメントへの適用
 - リスクマネジメントの組み込み
 - 利害関係者との関係性マネジメントの組み込み

「環境ISOビジョン2015」の実現に向けての主な施策について述べてきたが、 最後に「次世代EMS」の先行開発について提案したい。

ISOでは、各種マネジメントシステムの整合化が喫緊の課題となり、このためEMS 及びQMSの次期改訂が大幅に遅延することが必至の情勢である。

一方これまで述べてきたように環境ISOの有効性と信頼性を向上させ、環境立国のインフラとして一層の普及を図り、この分野での国際標準化をリードしてゆくためには、今こそわが国独自に最先端の次世代EMS規格を開発し、率先してその適用成果を世界に示すことである。

WGでは、次世代EMSを EEMS(JIS Q 14002)と命名した。EEMSの最初のEは Excellent, Extended, Economy との両立など、様々な意味を包含させている。

概念設計仕様案はあくまで本WGの素案であり、これをきっかけに環境ISO関係者の間で活発で前向きな議論が展開されることを期待したい。

略語集

略語	正式名称	日本語訳(含仮訳)
AHG	Ad-hoc Group	特別招集グループ
ArTech	International Art & Technology Cooperation Organization	国際芸術技術協力機構
ASAP	Advanced Surveillance and Reassessment Procedures	先進的サーベイランス・更新審査手順
BCP	Business Continuity Plan	事業継続計画
BRMP	Business Risk Management Process	ビジネスリスク・マネジメントプロセス
CAAT	Computer Assisted Auditing Techniques	電子審査
CASCO	Committee on Conformity Assessment	適合性評価委員会
	Center of Environmental Auditors Registration, Japan	社団法人 産業環境管理協会環境マネジメ
CEAR/JEMAI	Environmental Management Association for Industry	ントシステム審査員評価登録センター
CEN	Comité Europeén Normalisation	欧州標準化委員会
COPOLCO	Committee on Consumer Policy	消費者政策委員会
CSG	Common Study Group	共通研究グループ
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
EA	European Cooperation for Accreditation	欧州認定協力機構
EMAS	Eco-Management and Audit Scheme	環境管理監査スキーム
EN	European Standard	欧州規格
EPE	Environmental Performance Evaluation	環境パフォーマンス評価
ERM	Enterprise Risk Management	統合リスク管理
GMS	Generic Management System	統合マネジメントシステム
IAF	International Accreditation Forum, Inc.	国際認定機関フォーラム
IATCA	International Auditor and Training Certification Association	国際審査員・研修認証協会
ICSCA	Industry Cooperation on Standards and Conformity	基準認証全般を審議する産業協力団体
150	Assessment	同败高与海炎人学
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電気標準会議
IER	Initial Environmental Review	初期環境レビュー
IGES	Institute for Global Environmental Strategies	財団法人地球環境戦略研究機関
ILAC	International Laboratory Accreditation Cooperation	国際試験所認定機関協力機構
IPC	The International Personnel Certification Association	国際要員認証協会
ISO/TMB	ISO/Technical Managemant Board	ISO技術管理評議会
IUMSS	ISO Handbook for the Integrated Use of Management System Standards	マネジメントシステム規格の統合的使用のためのハンドブック
JCG	Joint Coordination Group	合同調整グループ
JTCG	Joint Technical Coordination Group	合同技術調整グループ
JTG	Joint Task Group	合同タスクグループ
LCA	Life Cycle Assessment	ライフサイクルアセスメント
MSS	Management System Standard	マネジメントシステム規格
NSB	National Standard Body	国家標準化機関
NWIP	New Work Item Proposal	新業務項目提案
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
OHSMS	Occupational Health and Safety Management System	労働安全衛生マネジメントシステム
PAC	Pacific Accreditation Cooperation	太平洋認定機関協力機構
PAS	Publicly Available Specification	入手可能な公開された仕様
SAG-MSS	Strategic Advisory Group on Management System Standards	マネジメントシステム規格に関する戦略諮問グループ
SIG	Strategies Implementation Group	戦略実施グループ
SME	Small and Medium-sized Enterprise	中小企業
SWOT	Strength, Weakness, Opportunity, Threat	強み、弱み、機会、脅威
TC	Technical Committee	専門委員会
TR	Technical Report	技術報告書
UNEP	United Nations Environment Programme	国際連合環境計画
UNU	United Nations University	国際連合大学
WG	Working Group	作業グループ
WTO/TBT	Troining Group	
Agreement	Agreement on Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害に関する協定

付 録

- 付録1 JAB環境関連活動の初期の歩み(1994年~2002年)
- 付録2 JAB環境10年史・環境関連部分抽出リスト
- 付録3 1996 年度から 2006 年度までの JAB環境シンポジウムの概要
- 付録 4 JAB 発行のマネジメントシステム審査登録機関通知文書 /JAB Notice と Key Word
- 付録5 環境適合組織登録データ
- 付録6 次々と規格化されるマネジメントシステム

付録 1

				JAB 環境関連活動の初期の歩み(1994年~20	0 2 2	<u>牛)</u>	付録 1
1996	Н08	12	E3		0414) 0415)		
1996	H08	12	TE3	 ○環境マネジメントシステム審査員研修機関の認定登録を開始・初回認定件数:4(認定登録証発行日:平成8年12月25日) 認定番号:審査員研修機関名 TE001:株式会社イー・エム・テック	0414)		
1997	Н09	09	CE3	○環境マネジメントシステム審査員評価登録機関の認定登録を開始 ・初回認定件数:1 (認定登録証発行日:平成9年9月5日) 認定番号:審査員評価登録機関名 CE001:社団法人産業環境管理協会環境マネジメントシステム審 査員評価登録センター ・初年度認定総件数:1 (平成10年3月31日時点)	0508)		
1998	H10	04	G3	○JAB 組織変更 ・環境認定部と品質認定部をシステム認定部として統合、 ・業務部を廃止し、従来の業務部機能をシステム認定部、試験所認定部内 に再編成	0601)	1	
1998	H10	06	RE	○JAB RE100-1998 EMS審査登録機関に対する認定の基準 制定	0602)	1	○98/06/08 ○JAB RE100-1996:96/07/31、 JAB RE100-2000:00/06/20
1998	H10	06	RE	○JAB RE300-1998 「EMS審査登録機関に対する認定の基準」についての指針 制定	0602)	1	○98/06/08 ○JAB RE300-1996:96/07/31、 JAB RE300-2000:00/06/20 JAB RE300-2002 初版:02/04/01 JAB RE300-2002 改 1:02/10/24
1998	H10	06	RE	○JAB RE320-1998 「EMS審査登録機関に対する認定の基準」についての解 説 制定	0602)	1	○98/06/08 ○JAB RE320-2001 初版:01/02/15、 JAB RE320-2001 改1:02/06/12
2000	H12	06	RE	○JAB RE100-2000 EMS審査登録機関に対する認定の基準 制定 ISO/IEC Guide 66 制定に整合	0801)	1	○00/06/20 ○JAB RE100-1996:96/07/31、 JAB RE100-1998:98/06/08
2000	H12	06	RE	○JAB RE300-2000 「EMS審査登録機関に対する認定の基準」についての指針 制定	0801)	1	○00/06/20 ○JAB RE300-1996:96/07/31、 JAB RE300-1998:98/06/08、 JAB RE300-2002 初版:02/04/01、 JAB RE300-2002 改 1:02/10/24
2000	H12	07	R	○JAB R230-2000 R200-1997改2及びRE200-1996改2に基づく認定有効期間 変更並びにこれに伴う品質及び環境の同時期審査の手順 制定	0801)	1	○00/07/31 ★文書名:要確認
2001	H13	02	RE	○JAB RE320-2001 「EMS審査登録機関に対する認定の基準」についての解 説 制定	0801)	1	○01/02/15、○改1:02/06/12 ○JAB RE320-1998:98/06/08
2001	Н13	09	R	○JAB R200-2001 マネジメントシステム審査登録機関の認定の手順 制定	0901)	1	○01/09/01、○JAB R200-1993:93/11/** ○JAB R200-1997 初版:97/11/01、 ○JAB R200-1997 改定1版:98/06/08、 JAB R200-1997 改定2版:00/06/13、 JAB R200-1997 改定3版:00/11/30
2001	H13	10 11	E1	▼PAC (Pacific Accreditation Cooperation:太平洋認定機関協力機構)による環境マネジメントシステムに関する相互承認協定(MLA)のための相互評価審査を実施			O01/10/29~01/11/01
2002	H14	04	RE	○JAB RE300-2002 「EMS審査登録機関に対する認定の基準」についての指針 制定	1001)	1	○02/04/01、○改1:02/10/24 JAB RE300-1996:96/07/31、 JAB RE300-1998:98/06/08、 JAB RE300-2000:00/06/20
2002	H14	04	T	○JAB T100-2002 マネジメントシステム審査員研修機関に対する認定の基準 制定 1	1001)	1	○02/04/01 ○JAB T100-1993 初版:93/11/**、 JAB T100-1999 初版:99/05/01

JAB 環境関連活動の初期の歩み(1994年~2002年)

付録 1

2002	H14	04	Т	○JAB T200-2002 マネジメントシステム審査員研修機関の認定の手順 制定	1001)		○02/04/01 ○JAB T200-1993 初版:93/11/**、 JAB T200-1999 初版:99/05/01
2002	H14	12	TE	○JAB TE101-2002 EMS審査員研修コース基準 制定	1001)	_	○02/12/20 ○JAB TE101-1996 初版:96/07/31 JAB TE101-1996 改1:00/11/30
2002	H14	12	TE	○JAB TE102-2002 EMS審査員リフレッシュコース基準 制定	1001)	1	O02/12/20

1001	1100	0.4	DO.	只有过去,你没可以生人人,你可生,这「此也神经中华,如于
				▽社団法人経済団体連合会(経団連)が「地球環境憲章」発表
1991	H03	08	E1	▼ISOとIECが、BCSD (Business Council for Sustainable Development: 持続可能な発展のための産業会議/現在のWBCSDの前身)の要請を受け、 環境管理について審議するグループ:SAGE (Strategic Advisory Group on the Environment:環境の戦略的アドバイザリー・グループ)を設置
1992	H04	03	E1	▼BS 7750(環境マネジメントシステムの英国国家規格)発行 欧州で環境マネジメントシステムの審査開始
1992	H04	05	E2	▽工業技術院標準部が JSA 内に「環境管理標準化検討委員会」を設置し、 環境マネジメントシステムに関する検討を開始
1992	H04	06	E1	▼リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)が 「環境と開発に関するリオ宣言」を発表
1992	H04	10	E2	▽環境庁が「環境にやさしい企業行動指針」の原案を発表
1992	H04	10	E2	▽通商産業省が、企業が環境方針・行動計画を自主的に作成することを求める「自主行動計画」を発表
1992	H04	12	E2	▽経団連が内部に「環境監査作業部会」を設置
1993	H05	01	E1	▼ISO/TC 207 (環境マネジメントに関する専門委員会) 設置
1993	Н05	06	E1	▼ISO/TC 207 設立総会開催 (トロント) 環境マネジメントシステム(SC1)および 環境監査(SC2)を含む6つの分科 会(SC)と1つの作業グループ(WG)の設置を決定
1993	Н05	07	E1	▼EU/EC (EU/European Commission) が EMAS (Eco-Management and Audit Scheme: EC 環境管理・監査スキーム) を公布 93/07/**
1993	H05	11	E2	▽環境基本法 公布
1994	Н06	01	Q1	▼BS 7750 (環境マネジメントシステムの英国国家規格) 改訂版発行
1994	H06	05	E1	▼ISO/TC 207 第2回総会開催(ゴールドコースト) ISO 14001 本文について合意、WD(作業原案)へ進む (annex は継続審議)
1994	H06	07	E1	▼ISO/TC 207/SC 1 (シカゴ7月とウイーン9月) EMAS に必要なキーワードを annex に簡素化して掲載することで、ISO 14001 の annex についても合意 これをふまえ、ECが ISO 14001 は EMAS 適合とみなす ことを決定
1994	H06	10	E3	○企画委員会の内部に2つのWGを設置して環境マネジメントシステム及び 試験所の認定手順等について検討を開始 ・環境WG :環境マネジメントシステムに関わる認定手順等を検討
1995	H07	05	G3	▽JISCの認定・認証部会が「品質システム審査登録制度等任意適合性評価 制度における状況変化と対応の方向について」報告書を作成 報告書の要点(抜粋):
				・環境管理システム審査登録制度: 海外、特に欧州を中心として、同制度が整備されつつある等の世界的 動向に鑑み、わが国においても同制度について検討することが適切 具体的には、当認定・認証部会で検討していくことが必要 この報告書を受けて、JABは 環境管理システム審査登録に係る認定、試 験所の認定、技術者・技能者の認証機関の認定を開始した
1996	H08	06	G3	○品質マネジメントシステムに関わる審査登録機関の認定に加えて、環境 マネジメントシステム審査登録機関・認証機関、試験所等の認定を行う ため、寄附行為を変更し、「財団法人日本品質システム審査登録認定協 会」から「財団法人日本適合性認定協会」に名称変更 認定部・企画部を廃止し、品質認定部・環境認定部・試験所認定部を設置
1996	H08	06	G3	○企画委員会を廃止し、総務委員会・普及啓発委員会、各技術委員会(品質、要員、環境、試験 所)を設置

JAB10年史・環境関連部分抽出リスト

1996Н08	12	E3	 ○環境マネジメントシステム(ISO 14001)審査登録機関の認定登録を開始・初回認定件数:3 (認定登録証発行日:平成8年12月25日)認定番号:審査登録機関名
1996Н08	12	TE3	 ○環境マネジメントシステム審査員研修機関の認定登録を開始 ・初回認定件数:4 (認定登録証発行日:平成8年12月25日) 認定番号:審査員研修機関名 TE001:株式会社イー・エム・テック TE002:株式会社テクノファ TE003:株式会社日本環境認証機構 TE004:株式会社グローバルテクノ ・初年度認定総件数:4 (平成9年3月31日時点)
1997Н09	09	CE3	○環境マネジメントシステム審査員評価登録機関の認定登録を開始 ・初回認定件数:1 (認定登録証発行日:平成9年9月5日) 認定番号:審査員評価登録機関名 CE001:社団法人産業環境管理協会環境マネジメントシステム審 査員評価登録センター ・初年度認定総件数:1 (平成10年3月31日時点)
1998H10	04	G3	○JAB 組織変更 ・環境認定部と品質認定部をシステム認定部として統合、 ・業務部を廃止し、従来の業務部機能をシステム認定部、試験所認定部内に再編成
1999H11	10	E1 E3	▼日中友好環境保全センター(中国環境管理体系認証機構認可委員会: CACEB)に対してEMSの認定・認証制度に関する支援を実施
2001H13	10 11	E1	▼PAC (Pacific Accreditation Cooperation: 太平洋認定機関協力機構)に よる環境マネジメントシステムに関する相互承認協定(MLA)のための相互 評価審査を実施
2002H14	10	Q & E	▼ISO 19011:2002 品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のため の指針 発行 品質(QMS)と環境(EMS) の合同監査規格が利用可能になる
2003H15	02	Q E	▽JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002) 品質及び/又は環境マネジメント システム監査のための指針 制定

1996年度から2006年度までのJAB環境シンポジウムの概要

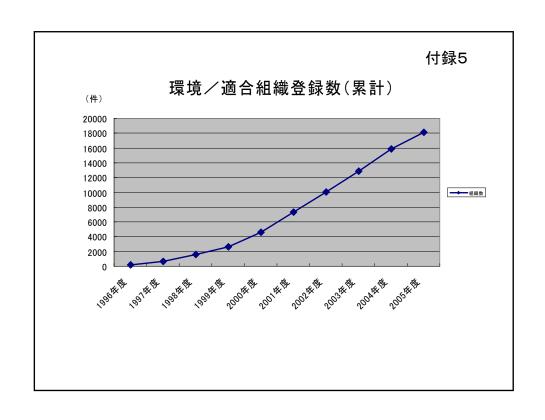
回	年度	横断テーマ	WG	サブテーマ・講演者など	Key Word など	提言など	
		消費者・利害関係者から見た ISO14001他	講演	消費科学センター/コニカ/SGS		審査員の質の向上-継続的な啓発 ◆産業界の理解と支援◆オープンネットワークの形成◆EMS関連情報の公開の促進◆中小企業への支援◆JISについてはJIS化専門委員会へ◆環境問題解決へのマネジメントアプローチ◆環境保全・持続的開発へ貢献しよう	
:	2 1997	継続的改善を目指して	講演	JACO/日立製作所/信越化学工業	に興味はあるも情報不足◆審査員の専門的知識の欠如◆品質と環境の統合化、審査登録機関の一本化◆遵法違反への対処	急速な普及発展が後にひずみとならぬように一層の基盤整備が求められる◆製品のライフサイクルにわたってMSを総合的に構築することが期待される◆請負業者、子会社の自己責任の意識を向上させ、環境・安全問題にも応分の責任を負うことが必要◆環境パフォーマンス評価の標準化に期待◆費用や投資効果の測定について正確な評価が可能となることも期待◆審査工数・費用の低減を望む	
		良い審査、役に立つ審査とは	パネル	 組織はどんなシステムを構築したらいい	価、LCA◆国際規格に対する社会の期待◆EMSにおけるCPD検討◆規格の解釈のばらつきが審査員・認証機関のばらつきに◆市民の信頼性はまだ低い◆9001と14001の両立性と統合	審査員補の活躍の場をいかに広げていくかが課題◆CEARとJABで登録分野の整合性を図る方向◆企業は環境を戦略的に考えた環境重視経営が大切になってくる◆活動の狙い・認証取得の目的を明確化しこのシステムをどう動かすかを考えることが良いシステムの決め手◆制度の成熟とともに審査員のレベルは一定化するのではないか◆一般市民に対し環境保全とISO規格の意味・解釈を誤解されないよう情報提供するべきである◆「システムが良い」とは適切・妥当・有効性などで表される。有効性はある効果かを生み出していること/適切性・妥当性とは規格本来の目的に適っているシステム。これらはいずれも基本的なこと	
3	1998		講演	 通商産業省「地方自治体と環境マネジ	中小企業の取り組みに対しアドバイスができるメリット◆行政に環 境面の配慮の意識を植え付けていける◆行政サービスの質が一	情報公開の方法に課題◆自治体がEMSを導入する最大の意義は、間接影響の扱いをどう考慮するかである ◆まず直接的なところから着手し、継続的改善を進めながら間接影響に取り組んでいく姿勢がよいのではないか◆費用面も考慮すると、第三者認証にこだわることはないのではないか。自治体という信頼性を活かし自己適合宣言するのも一つの方法ではないか	
			講演	JET「審査登録機関からみた良いシステム」	軽いシステムにより審査工数等に変化が出る◆環境影響は実際には評価できない◆EMS文書と他のシステムの文書などと融合させる動き	環境影響評価の意義とは、環境に影響を与える程度の大きいものを管理・影響を軽減することを考慮すれば、もっと手順を簡略化できるのではないか◆環境影響評価の結果は常に最新であり、システムの向上とともに範囲を広げていけばよい◆文書の統一化については、システムを動かしながら最も動きやすい形を考えていってはどうか◆通常実施していることを一つの仕組みとして目に見えるようにすること◆規格の原点(環境保全)に戻って仕組みを構築していくこと◆審査の場で解釈に疑問があれば確認を◆認証機関・審査員と組織は対等な立場である	
			講演	ナル、ドール「古光老かこれもウル宮	が活き、技術が育ち、生産文化が栄え、環境へプラスになる ◆ISOのマネジメントシステムは経営のツール	ISOは世界に認められたシステムとして証明できる◆審査員は実績を積んだ人物。加えて経営者や管理責任者の経験があれば全体を統括してみることができるので最良◆審査前に自組織の強みと弱みを知り、規格と合わせていくことが重要◆審査は現場主義、時間厳守◆審査員に望むことは、①プライオリティ管理②マネジメント経験者③経営者の意向を理解する等◆受審側は①信念を持つこと②共有化・共感③本気	
		審査登録活動から継続的改 善へ	パネル		らの改善◆エコファンド、エコプロダクツ◆更新時期におけるマンネリ化◆今後の課題は規格自体の質	組織にとって環境MSが果たせる役割について経営的側面から考えて欲しい◆品質と価格はトレードオフの関係にあるが、環境面からブレークスルーする可能性がある◆審査登録制度に競争原理を盛り込む可能性はあるのではないか◆今後組織が環境改善に取り組まないと企業経営が成り立たない時代が来るかも知れない◆システム感覚が身に付いた審査員による審査で、内部では気づかなかったヒントが審査を通して得られるはずである◆審査の効率化で審査コストを下げていくことが認証機関の課題◆	
4	1999		講演	両竹表 が正米の心が的以音に対す 	◆環境報告は情報開示・コミュニケーションにおいて非常に重要	継続的改善を進めていく上で重要なのは、トップの意思、レビュー、経営方針、経営資源の配置など◆常に変化する環境技術、規制等に対応できる資質が担当者に要求される時代◆経営に環境を落とし込まねば外部から評価されない◆地球環境保全は市民としての行動が大事であり、これが企業の環境活動を推進するであろう	
4	1999		講演		環境改善をめざす顧客の環境パートナーシップとしての役割◆プラスの環境影響評価	環境改善を社会の仕組みの中で作り上げていこう	
			講演	JSA「審査登録機関からみた事業者の 継続的改善について」	マンスの底上げを図る◆組織内に(環境)文化の変化が起きている◆環境側面よければ全てよし◆組織の環境体質改善に有効に使える	環境に対する意識の変化が14001の期待効果であろう◆環境マニュアルだけ改善しても結果に反映されなければパフォーマンスとはいえない◆組織はシステム構築の中で環境側面にどれだけ光を当て、メスを入れ、いかに多くの継続的改善のヒントをキャッチするかを焦点にするとよい◆着実に達成するには、妥当でリーズナブルな著しい環境側面を特定し上手に目的・目標・プログラムに繋げていく◆EMSで正味どのくらい継続的改善の効果が出たかを極力定量的に出すことが活動を長続きさせるだろう◆EMSの効果を冷静に評価し長続きさせるための監視・測定し識別できる良い尺度を設けてはどうか◆業務・ビジネスを環境の切り口で分析すること◆改善努力に対するインセンティブの制度を	
		EMS審査登録制度のさらなる 有効活用	パネル	 EMS審査登録制度のさらなる有効活用	頼りすぎ◆審査費用は環境パフォーマンス向上のため組織自身 に必要な費用◆ISOは企業のブランド志向ではないか◆環境レ	審査員が組織のコア活動を理解しないと指摘は出てこない◆製品・サービスに対する環境負荷低減に焦点を当てたEMSの構築・運用の重要性が増している◆登録数が世界一の日本は、世界から日本のやり方が見られているという自覚も必要◆これからは内部監査の信頼性が非常に重要になるであろう◆規格適合性審査とは、基準への適合とそれが適切に運用されている可動化の審査を含むのがよいであろう	
			WG1		経営層の関与	充実した内部監査実施が合理的審査への力となるであろう◆パフォーマンスの改善が利害関係者に高く評価されるよう、情報公開などでアピールしていく必要がある◆経営層が深く関与しない場合、環境問題が重くなってくると継続改善の担保ができない。JABと認証機関が認識を高める活動をするべきである◆活動の国際発信強化が必要◆中小企業、サービス業に普及させるための制度改善◆企業の自主活動のレベルアップを促すための制度改善	
-				:			

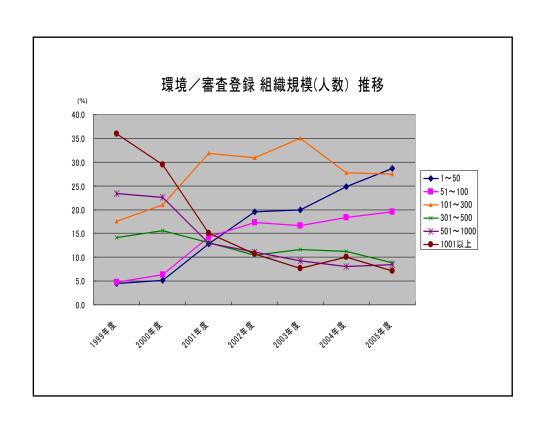
_						
5	5 2000		WG2	一般消費者の観点より:制度の周知、 信頼感、情報公開	に何をしているのか◆環境ISOの消費者への周知啓蒙◆幅広い	情報公開は利害関係者毎に層別すべきではないか◆消費者にはレポートなどの形で環境の重要さを説明し情報提供していくことが重要では◆ステークホルダーの環境への関心度合いを調査し、ひとり一人の環境への関心を高める戦略立案が重要であろう
			WG3	行政の観点より:法規制との関連、グリー	◆地域の環境行政を担うプラスアルファ◆自治体自身の認証取	中小企業に対する補助・技術的支援は普及に有効◆ISO 14001取得への優遇策は環境問題への取り組みのインセンティブとなるが、マストにまでするのは行き過ぎではないか◆「ISO 14001+環境レポート」は届出制度の簡素化等行政コストのセーブにも役立つかもしれない
			WG4	役に立つ審査の観点より:審査のやり 方、審査員の質、審査の限界	できない	審査登録機関の審査の限界とは①限られた時間②サンプリング審査③ヒアリングの方法④エビデンスの探し方ではないか◆審査員の質の向上のためにはフォローアップ教育/専門性の教育/マネジメントの教育が必要ではないか◆一般的なマネジメントの観点からの情報の共有化を◆審査員のレベルにあった教育を◆審査員補が審査実績を作る場を増加させていくべき◆審査工数と審査の質、深さを配慮して欲しい◆継続的改善を目指す企業の期待に応える審査を
			まとめ	21世紀を迎えた環境ISO	規格に対する産業界の自主的な取り組み◆国際的相互承認の 枠組みを維持していく重要性◆環境コミュニケーション◆不合格 を嫌う日本の企業風土◆認定・認証制度は世界的な社会インフ ラの一つ	◆制度が組織・社会にとって価値のあるものになるよう維持・改善していかねばならない◆環境ISOは産業界のインフラであるとの共通認識を確実にする◆産業界自身の直接の関与(ISOへの参画、制度への参画、保険・マスコミ等による理解等)◆行政府・地方自治体の支援を確実にしていくこと
		審査登録制度の信頼性と有 効性ーEMSは組織と社会の ニーズに対応しているか?ー	パネル	審査登録制度の信頼性と有効性ーEMS は組織と社会のニーズに対応している か?ー	◆ISO 14001は決して新しいシステムではない◆組織が関係者を どのくらい巻き込むか	組織は費用の掛からない工夫を◆費用を回収できるよう環境活動の目標設定を行う◆企業自らが自身のシステムを審査登録機関に理解してもらう◆自己宣言には自己責任が伴い、信頼されるためにはそれなりの仕掛けが必要◆制度発展のためには、多様な関係者が関心を持ってただき、時には批判いただくことがキーとなる
			WG1	EMSは組織と社会のニーズに対応して	価値のある審査◆要求事項=マネジメントシステムではない◆審	ISO 14001の精神を踏まえたEMSの継続的改善による企業競争力と環境パフォーマンスの向上◆質の高い 第三者認証を軸とした審査登録制度の適切な運用◆情報公開の促進等によるマーケットメカニズムの機能 発揮◆運用実績を規格、基準の見直しに反映
6	2001		WG2	企業から見た有効性	ムに◆39分類の見直し	マーケットニーズを吸い上げ、組織の源流(設計部門など)の話題とする◆①組織の日常活動でEMSを展開、意識を高揚。組織間(他部門など)との連携を強化②トップマネジメント+ミドルマネジメントを巻き込み本業への環境対応ヘブレークスルー
			WG3	行政から見た有効性	づく権力の行使機関という側面◆法的制約による行政改革への	行政改革のプロジェクトの一環として組織全体のマネジメントを見直すことも含めて行うのが理想◆サービス 提供機関の側面から十分に有効であること◆組織間の連鎖に行政組織が加わることで社会全体のEMSの チェーンが完結する
			WG4	消費者・社会とEMS	組織はEMSの成果をどう捉えるか模索中◆組織の開示した情報 は消費者の求める内容か◆EMSの仕組みを開示する主体は	住民や消費者を巻き込んでEMSを構築すれば認知度・理解度は飛躍的に進むであろう◆社会とのつながりを、ターゲットが理解できる言葉を用いて明確に提示することが大切◆生活者・社会が評価し、応援する仕組みが重要である◆そのための知識習得や教育システムが不可欠
			まとめ	出組繰し対合の=_ブに対応している	信頼維持を怠らず◆本制度が失敗すれば規制で強化することになる◆分かり易さは時代の要求◆大会宣言で世の中へ発信◆信頼性はEMSだけではなく他のマネジメントシステムにも影響を及ぼす	有効性を如何に測るかが課題の一つである◆信頼は得るは難く失うは易し◆制度の定着・発展には、多様な関係者の正しい理解と認識を得て、有効性及び信頼性を高めていくことが必須の条件
		環境ISO日本の特徴-将来 何をすべきか・改善のポイン トは-	パネル	環境ISO日本の特徴-将来何をすべきか・改善のポイントは-	_	ISO 14001は決して重いものではないことに早く気づき、非常に簡単で実質効果の上がるシステムに移行していく時期であろう
			WG1			ISO 14001の狙いを①MSとしての効用②直接効果と間接効果を分割して考慮すれば手詰まりしない◆中小企業にとって、マネジメントシステム導入は企業のパフォーマンス向上へのチャンスである◆正しい情報の分かりやすい提供を◆適切な社会評価を
			WG2	 官庁・自治体でのEMSの特徴	EMSは行政における環境基本計画推進のツール◆既存の仕組みとの調和が重要かつ難しい◆監理意識から管理意識へ◆環境教育はプラスの環境側面◆率先垂範で住民を啓発◆	環境基本計画における総合的指標の開発をどのように行うかが問題点◆QMSとの両立を図りながら、地球環境と公共サービスの質に関する保証システム、プロセスを明確にする、システム指向にをすることで総合的なMSを活用し進めていくことができればいいのでは
7	2002		WG3	企業の次なるステップは	か◆環境負荷低減のパフォーマンスは向上しているのか◆システムの継続的改善は◆最高経営層の関与は、、マネジメントのツールになっているのか◆有害物質などの規制強化◆製品を保証できるEMS◆	環境配慮型製品が組織の競争力を高めor売れる商品の条件になりつつあり、ISO 14001もその方向へ焦点を当てながら進んで行くであろう◆中小企業対策は日本全体の問題である◆中小企業の取り組み例の公表を(例えばJABのウエブサイト上)◆マネジメントシステムの統合は、環境改善と事業の収益向上の二点が両立しなければ進化は望めないであろう◆統合においては組織側の負担増を考慮した審査登録機関の対応も重要である
			WG4	審査の現状と今後の方向	フォーマンス向上に寄与◆継続的改善に寄与◆組織経営の内部 化に寄与◆PDCAが動いている審査◆組織の特性と成熟度に応 じた審査◆機関としてのマネジメントの力量がある審査◆システ ムとパフォーマンスのリンクを見る審査◆質疑を通して問題を気 づかせる審査◆有効性審査	多様化する組織のニーズにあった審査メニューの提示ができないだろうか◆審査方針として有効性審査を目指すことを謳う◆審査員の資格・更新要件の厳格化など◆社会に対し制度を正しく理解した上で要求や評価をするよう、市場メカニズムを作っていく必要がある◆JABは有効性審査を軸にして審査登録機関を評価しその結果を公表していくような制度作りを
			総括		◆まだまだ発展のチャンスがある	環境ISOのレベルアップのために制度は一つの基盤としてしっかり維持していき、それぞれの組織もEMSのレベルアップを図ることが当然必要となる◆マネジメント要素のレベル向上を図っていくための工夫をよく考えていくことが今後重要である
		環境ISOの自律的スパイラ ルアップーEMSを本業で展 開しようー	パネル	環境ISOの自律的スパイラルアップーE MSを本業で展開しようー		組織自らがEMS質向上に努力する◆中小組織トップの支援によりMSが役立つものになるよう取り組む◆顧客の声を反映した製品の環境品質、QFDの活用を実施すること◆制度の継続的改善
			講演	地球温暖化と環境マネジメントシステム	_	

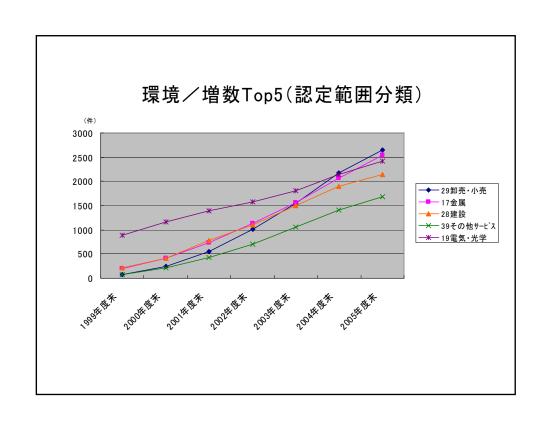
_						
			WG1	EMSとQMSの相乗効果(建設業をモデルとして)	中小企業の本業における効果的且つ効率的なEMS構築運用	本業を意識した身の丈にあったMSへ取り組むこと
8	2003		WG2	中小企業におけるマネジメントシステム の方向性	EMSはビジネスか◆EMSに取り組むべき企業とは◆マネジメントシステムは一つ◆規格の整合性よりも経営を重視した審査を◆マニュアルで仕事を動かし問題点を洗出す◆費用対効果が出ること◆代替システム◆本業回帰◆個人と組織人・・・「対立的融	組織独自のニーズを持ち、考察することによって合理的経営が可能になろう
			WG3	環境に配慮した製品・サービスの実現	製品の環境性能向上による競争カアップにおけるEMSの寄与の可能性◆EMSとQMSの役割分担	統合MSを支援するガイダンスの整備が必要になろう
			WG4	EMSのスパイラルアップを促す制度の 構築	負のスパイラル◆第三者認証制度の功罪◆価値を付与できる審 査	JABが審査登録機関へIAFガイダンスについての正しい理解のため解説を行い、審査登録機関と審査員に正しい審査を浸透させる必要があろう
			まとめ	環境ISOの自律的スパイラルアップーE MSを本業で展開しようー	自律分散システム◆スパイラルアップの継続改善◆サプライチェーンを考えよう◆QMSとの連携、共生、シナジー	各機関の質のスパイラルアップ、審査員やコンサルタントの質の確保、組織間での環境経営としての定着といった中で、EMSが基盤として環境経営が発展していくと考え進めていくべきではないか
		環境ISO日本の主張とビジョ ン	全体	地球環境保全のため、日本における環 境マネジメントシステム審査登録制度の 健全な発展を進める	(大会宣言)	(大会宣言)
			講演	シーメンス/ANAB/富士ゼロックス/ 元三重県知事/JACB	業経営へ◆規制行政から経済行政へ◆自治体管理から自治体 経営へ◆審査登録活動の質の向上	経営トップの関与と将来の到達目標を入れたEMSの設計が不可欠◆14001適合と法令順守を分別考慮◆利害抵触の厳格な回避◆経営トップの強い意志と企業姿勢が重要◆新しい自治体への変革にISO 14001は新しい価値を生み出す大きな力として活用できる◆審査登録機関が社会の公器との認識を持ち不断の努力
9	2004		WG1	町おこしと環境ISO	地域活性化のための環境ISOと地域社会との関わり◆環境バリューチェーンの完成のための地域の位置づけ(環境バリューネットワーク)◆顧客価値創造の連鎖	地域における登録組織間相互協力の体制作りが必要◆市民の理解や市民とのコミュニケーションを密に◆ 汚染者負担原則(PPP)の活用◆地方自治体・行政との関わり◆環境バリュー創出・維持努力から地域にお ける生活者個々の環境意識向上(=まちおこし)へ繋げよう◆日本の環境ISOを世界的規模の地球環境保全 のドライバーとしよう
			WG2	地球温暖化防止と環境ISO	ISO14001/14004の改訂の機をとらえて環境パフォーマンス向上を自らの要求事項に◆審査における着眼点に	環境パフォーマンスの目的・目標の自主的なアップ◆法的以外の自ら同意する他の要求事項に関するシステム要素の活用◆外部コミュニケーションでの情報開示◆継続的改善の強化◆サプライチェーン、ライフサイクルマネジメントでの協力
			WG3	経営改善ツールとしてのISO 14001	環境ISOは組織の利益に結びつくツールとして活用できる	支援ツールの活用・・・◆ISO14000ファミリー: EA, LA, LCA, EPE, DFE/環境会計・環境コミュニケーション◆ISO 9000ファミリー: JIS Q 9023, 9024, 9025/方針管理、継続的改善、品質機能展開/QC手法、小集団活動/TQM◆ツールは使いよう。鈍くも鋭くもなる
			WG4	環境ISO日本の主張とビジョン	地球環境問題解決のための自主活動と社会的規制の対立的融 和が不可欠	◆自ら、組織から、地域から、国から、アジアから、世界から、次の世代に向けて語ろう。-それぞれの立場を脱け出して -宇宙船地球号から俯瞰して◆環境ISOの自律的スパイラルアップを目指す
		活動、製品及びサービスの進 化に向けて	全体	「ものづくり」と「ビジネス」の関わりの視 点から	日本における優れた環境技術力、製造力がEMS発展に貢献◆パフォーマンス規格ではない◆組織単位のスコープのため連携の仕組みがない	関係者間のネットワークを構築し、リーダーシップを大企業が取る必要があろう
10	2005		講演	経済産業省/シーメンス/SCC/富士 通		政策を可能な限り利用し、環境対応を企業競争力や企業経営に結びつける◆戦略性を持って製品実現を図る◆組織共通課題として研究が必要
	2000		WG1	コミュニケーション	一般市民への環境への関心◆持続可能な社会と活力ある快適 な暮らし実現	企業・市民・NGO・行政・JABなどの連携で、情報公開と正しく評価できる市場を作り出す必要がある
			WG2	ISO 14001:2004改訂の意味するもの	改訂の主旨を伝えることの重要性	企業活動を評価する仕組み、審査員の力量向上、ISO 14001を盛り上げる活動などによりMSが有効活用され経営に役立つ
		これまでの10年、これからの 10年	WG1	美)への普及のために	(地域)での取り組みへの期待と課題◆オルタナティブEMSの評価と課題◆環境パフォーマンス向上との関係◆自己(適合)宣言の評価と課題	
11	2006		WG2	ISO 14001の効果的沽用法と審査のあり方ー環境パフォーマンスを改善し、社会の信頼に応えるために	〈研究中〉環境パフォーマンス改善に寄与するEMS◆経営パフォーマンス改善に寄与するEMS(EMSと本来業務との一体化) ◆持続可能性へ寄与するEMSの進化・深化	<研究中>JAB・審査機関・組織による情報公開◆JABによる審査機関の評価
			WG3	設計段階から環境負荷を配慮した製品を実現するために	頼される客観的な審査登録制度としての知見をベースに	〈研究中〉提案:環境適合設計の視点を制度として強化/製品に関する著しい環境側面に焦点を当てた審査、コンサル/環境パフォーマンスの評価/ベストプラクティス組織を評価し、顕彰・公開◆組織:経営者のコミットメント/経営の道具としての活用する方向/設計プロセスでのEMSの取り込み。環境適合、LCA/TQMの枠組みの活用◆社会への働きかけ:子供から大人までの消費者教育、環境問題の認識、LOHAS的な生活へ/環境配慮の製品に対する社会的要請の喚起グリーン購入の進展/環境適合設計による優位性の浸透/環境配慮の製品の情報開示と企業貢献度の評価・表彰

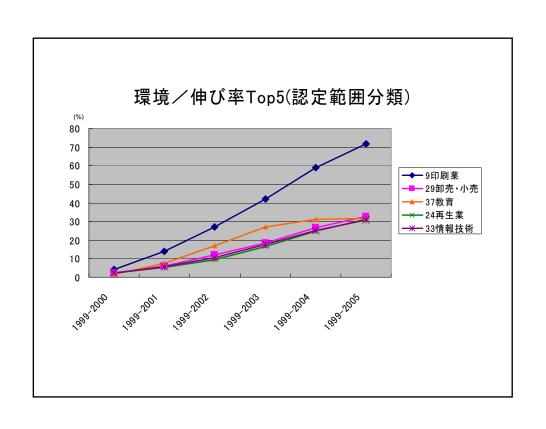
JAB発行のマネジメントシステム審査登録機関通知文書/JAB Notice と Key Word

発行日	文書No.	発行文書	Key Word
2000/5/24	2000認環第0199号	CEAR資格基準の審査員補の専門性の取り扱いについて	Auditor の専門知識
2001/2/5	2001認環第0034 号	サーベイランスを実施する審査員に求められる要件について	サーベイランス時の審査チーム編成について
2001/2/5	2001認環第0082 号	認定審査における組織審査に立会する場合の認定範囲分類	「公共行政」についての定義の明確化
2001/6/12	2001認環第0377 号	審査登録業務と研修業務を一緒に応札等する件	コンサルティングとの分離、審査の公平性の担保
2001/6/13	2001認環第0436号	関連機関のコンサルタント業務の件	II .
2001/7/6	2001認環第0509号	「審査に入る前に行われ、審査に入る準備が出来ているかどうかの判定を目的とした活動」の件	II .
2002/9/6	2002認環第0555号	「適合性評価のイメージ及び信頼性に関わるISO/CASCO,IAF及びILACによる共同コミュニケ」の送付	信頼性
2004/11/29	04-認シス第3280号	「JAB R/RE300-2004に定める「力量の分析」に係る指針の適用について」	審査員の力量から機関の力量へ一審査のバ ラツキをなくし質の向上へ
2005/1/14	05-認シス第0112号	「認定されたEMS審査登録機関に対するJIS Q 14001:2004 (ISO 14001:2004)への移行審査実施方法」の取扱いについて	
2006/9/25		JAB R/RE300-2006に定めるCAAT(Computer assisted auditing techniques:電子審査)に関する承認の手順について	新たな審査方法の提言
2006/9/25	06-認シス第2279号	JAB R/RE300-2006に定める先進的サーベイランス・更新審査手順(ASRP)に関する認定の手順について	ıı .
2006/9/25	06-認シス第2278号	マネジメントシステム審査登録機関に対する複合認定審査の補足手順について	認定審査の効率化









付録6



● ● 次々と規格化されるマネジメントシステム

ISO 9001: QMS ISO14001: EMS

ISO 27001: ISMS情報セキュリティマネジメント ISO 22000: FSMS食品安全衛生マネジメント ISO 28000: SCSMSサプライチェーンセキュリ

ティマネジメント

OHSAS:労働安全衛生マネジメント

BCM: 事業継続管理(BS25999 ISO化?)

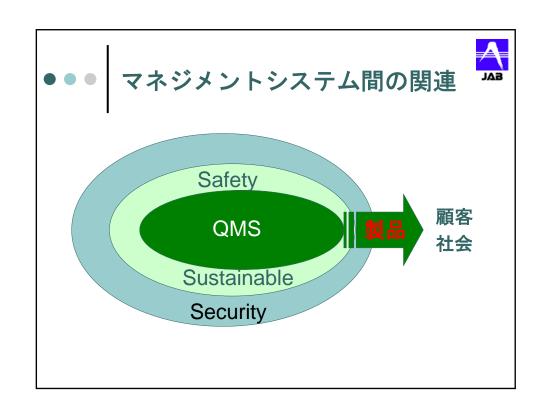
ISO/WD26000: CSR社会的責任?

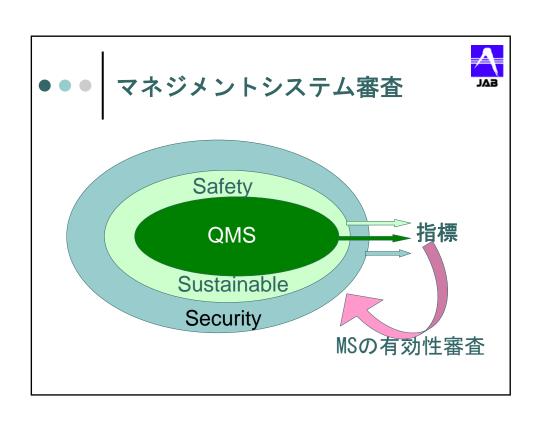
J-SOX法:内部統制?



● ● ● マネジメントシステムの分類

- 1. 業務の進め方 (Domain) QMS
- 2. 主として自身の業務活動から発生する 危 険・リスクの管理 (Sustainable, Safety) EMS、FSMS、OHSAS
- 3. 主として外部からの脅威・リスクに対応する ためのマネジメント (Security) ISMS、 SCSMS、BCM





この資料から本協会に無断で内容の引用・転載及び 複製することを固くお断りいたします。

©JAB 2007